

## 総務委員会会議録

- 1 期 日 令和2年3月11日(水)～12日(木)
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 11日 午前10時29分～午後5時03分(休憩91分)
- 4 閉会時刻 12日 午前9時30分～午前11時43分(休憩7分)
- 5 出席者 委員長 小沼秀朗 副委員長 松浦昌巳  
委員 鈴木正治 委員 鷺山喜久  
委員 大石勇 委員 藤澤恭子

当局側出席者 市長、総務部長、企画政策部長、危機管理監、  
消防長、南部行政事務局長、会計管理者、  
議会事務局長、所管課長  
事務局出席者 議事調査係 松永

### 6 審査事項

- ・議案第1号 令和2年度掛川市一般会計予算について
  - 第1条 歳入歳出予算
    - 歳入中 所管部分
    - 歳出中 第1款 議会費
    - 第2款 総務費(第1項のうち所管外部分を除く)
    - 第9款 消防費
    - 第12款 公債費
    - 第13款 予備費
  - 第2条 債務負担行為
  - 第3条 地方債
  - 第4条 一時借入金
  - 第5条 歳出予算の流用
- ・議案第5号 令和2年度掛川市公共用地取得特別会計予算について
- ・議案第8号 令和2年度上西郷財産区特別会計予算について
- ・議案第9号 令和2年度桜木財産区特別会計予算について
- ・議案第10号 令和2年度東山財産区特別会計予算について
- ・議案第11号 令和2年度佐東財産区特別会計予算について
- ・議案第18号 掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- ・議案第19号 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- ・議案第20号 掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- ・議案第21号 掛川市税条例の一部改正について
- ・議案第22号 掛川市部設置条例の一部改正について
- ・議案第23号 掛川市職員定数条例の一部改正について
- ・議案第24号 掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について
- ・議案第25号 掛川市印鑑条例の一部改正について
- ・議案第26号 掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部改正について

- ・議案第 53 号 大坂・土方工業用地造成工事請負契約の締結について
- ・陳情第 1 号 戸籍法改正法平成 20 年発布の未実施の行政府に関する陳情について
  
- ・閉会中継続調査申し出事項について 5 項目

7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和 2 年 3 月 12 日

市議会議長 大石 勇 様

総務委員長 小沼 秀朗

## 議 事

### 7-1 会議の概要

令和2年3月11日（水）午前10時29分 開議

○委員長（小沼秀朗君） ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の本会議にて、総務委員会に付託されました議案は分割付託されました議案第1号、令和2年度掛川市一般会計予算についてを初め、計17件でございます。よろしく御審査をお願いいたします。

審査に入る前に、1点御了承いただく点がございます。通常、議案番号順に審査を進めていくべきですが、効率よく議事を進行するため、お手元に配付してある審査順序にて審査を進めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

次に、当局から資料配付の申し出があり、許可いたしましたので、お手許に資料を配付してあります。

続いて、当局から小型パソコンの使用について申し出があり、委員長において許可いたしました。お手持ちの携帯電話については、原則として使用が禁止となります。ただし、必要に応じて委員長において判断しますので、使用する際は委員長の許可を得るようお願いいたします。

続いて、発言の際には、挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れて発言するようお願いいたします。

コロナウイルスの感染対策としてマスクの着用と、それから、危機管理部の皆様が途中で退出したり、中に入ったり等の移動等のある可能性もありますので、よろしくをお願いいたします。

質疑におきましては、説明を求める場合、まず、議案のページと款項目節を示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いし、一問一答式でお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

議案第1号 令和2年度掛川市一般会計予算、第1条歳入歳出予算のうち、歳入中、所管部分、歳出中、第1款議会費、第2款総務費（第1項のうち所管外部分を除く）、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用についてを議題とします。

それでは、各担当課から所管する歳入、歳出部分について説明をお願いします。

まず、財政課の説明をお願いします。

都築財政課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの財政課の説明に対する質疑をお願いします。

○委員（鈴木正治君） 全体的なことでは伺いますが、今、コロナウイルスで非常に経済が縮小している状況があります。また、零細なところではかなり困っているというところもあるというふうに聞いております。

そういう中で、何らかの形でいろいろ市民に手を差し伸べていけないといけない中で、補正予算というのが必要になってくると思うんですが、あんまり遅れちゃうと効果がないので、この辺がいつこれをやるのかということと、それから、時期ですね、いつ頃におおむね最終案の、これ全部いろいろ、国・県の制度が全部できてからということと、かなり遅くなっちゃうので、そこら辺はどんなふうに考えられているかということと、それに伴う財源ですね、これはどんなふうに考えているか、ちょっとお伺いします。

○財政課長（都築良樹君） コロナウイルス対策関連については、昨日国のほうが概要を示すことに至りました。

その内容について今精査中でありまして、今、議員さんがおっしゃったように適切な時期に適切な実施を行う必要がありますので、その中から、国の方針も勘案しながら、市にできることについて今精査をして、この会期中に補正予算を組んで御審議いただきたいと思っております、そのための準備を今進めています。

その内容については、特に御指摘あったように中小企業の資金繰りの面が一番今問題視されています。それから、学童保育所の運営支援、これも非常に重要な事項として位置づけていますので、これらを中心に組立てを行って、近いうちにいろいろ御審議いただきたいと考えております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。質疑はございませんか。

○副委員長（松浦昌巳君） 補正の話をしていただきたいんですけども、財源自体、先ほど見込みの額がたくさんあったんですけども、前年度の実績からの見込みということになるんですけども、果たしてこの見込みは実際に入ってくるかどうかというのをつかめないと思うんですけども、そういった収入の面でも補正が入るということでよろしいんですか。

○財政課長（都築良樹君） 対応に関する国のほうも、地方の財源の措置について考慮していただきます。ただ、その概要が全て明らかになっているわけではありませんので、国の歳入に係る支援制度も明らかになった時点で、歳入歳出予算を組みたいと考えております。

○委員長（小沼秀朗君） そのほか、質疑はございますか。よろしいですか。  
〔発言する人なし〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結いたします。  
ありがとうございます。  
次に、行政課の説明をお願いいたします。  
高塚行政課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いします。  
質疑はございませんか。

○委員（鈴木正治君） こちらの説明資料のほうの 6ページ、7ページに出てきているところで、職員研修費ですけども、まず、基本研修費で金額が約 600万円ぐらいありますけれども、これは該当する人たちというのは何人ぐらいいて、その人たちのうち何人が、職員としてこれに該当する人が何人いて、そのうちのどれぐらいの人が受けるのかを教えてください。

それともう一つ、次の 6番の特別研修費、こちらのほうも同じことについてちょっと教えてください。

○行政課長（高塚茂樹君） 基本研修費ですが、新採研修から 3年目ぐらいの初級等、年代ごとに区別しております、対象が 116名が参加を見込んでおります。全体の職員数は 768名の予定ですが、基本研修としては 116名、合同研修で予定しております。

特別研修は現在 948名の受講を予定しております。新たにハードクレーム研修ですとか部下育成研修、それぞれ職位ごとに対象にしておりまして、予定としては 948名でございます。

すみません、特別研修は 733名、すみませんでした。

○委員（鈴木正治君） 特別研修 733人ということは、これは 1人の人が複数回研修受け

るということになるのでしょうか。

○行政課長（高塚茂樹君） 複数回受ける項目もあります。主任職を対象にしたものを2つとか、職員によっては2回行うこともありますので、重なることはあります。

○委員（鈴木正治君） 要するに今市の職員が960ぐらいかな、そのうちの700というところかなりの数になるけれども、どれぐらいの人が複数回になるのでしょうか。かなりの人が研修を受けるということになります。おおむねでいいですよ。

○行政課長（高塚茂樹君） 基本研修、それから特別研修合わせていきますと、全部で1,033人、延べ人数でいくとなりますので、1人1回は必ず受ける計算にはなりません。

○委員（鈴木正治君） いいです、わかりました。

○委員長（小沼秀朗君） そのほか、質疑はございますか。

○委員（藤澤恭子君） 5ページの3段目、職員採用費についてちょっとお伺いをいたします。

今回からSPI試験に変更するということですが、そのまずメリットを伺わせていただきたいと思います。

○行政課長（高塚茂樹君） これまで公務員用試験という教養試験を行っておりました。それに代わりまして、民間企業の併願者も受けやすい総合能力試験の導入を予定しております。

民間企業の採用試験では一般的ということで、既に導入している自治体もございます。導入した自治体では、受験者数を大幅に増やしているということですので、また、このような公務員試験ですと、公務員試験の予備校といいますか、そういった学校でもノウハウというか、そういうことも教えられていますので、そういうことも通用しやすいのが欠点でしたので、これから受験者の柔軟な発想や人物像や性格、そういうのが見極めやすい総合能力試験を導入していきたいと考えております。

○委員（藤澤恭子君） 同じところで、郷土愛を持った質の高い職員を採用するということですが、市内在住とか、そういったことというのは何か考慮されているのか、その割合を確保しているとか、そういったことを確認させてください。

○行政課長（高塚茂樹君） 面接等、人物重視で行っておりますので、市内在住も大変重要な要素かもしれませんが、面接での評価ということで行っております。

○委員（藤澤恭子君） では、それをずっと継続されていって、例えば市内に在住の職員が本当に減っていくということとかは、特に意識はせずに本当に公平に公正にという形をとっているということですか。

○行政課長（高塚茂樹君） 面接の際に、市外の方については、掛川市に採用となったら、こちらに在住というんですか、緊急時の場合にはすぐ出ることもありますので、予定ありますかということ聞きながらも面接をしております。

○委員（鈴木正治君） それでは、同じく5ページのほうで、一般職の関係で、中段にありますが、定年退職と、それから普通退職があると思いますが、これでおおむね今年どれぐらいを見込んでいるかということと、それから、その下にある新規採用試験ですが、ここでは何人ぐらい採用を今おおむね見込みとしては考えられているのでしょうか。

○行政課長（高塚茂樹君） 定年退職ですが23人を見込んでおります。普通退職につきましては、年度が変わった後に意向確認をいたしますので、今現在では 6,000万円ということで枠取りの数字となっています。

採用につきましては、定年退職分の補充から、あと普通退職の分がおおむね分かった時点で人数が決まってきますが、定数の関係もありますので。

○委員（鈴木正治君） 詳しい数字をはっきりお願いします。

○行政課長（高塚茂樹君） 来年度ですので、まだ今のところはっきりは分かりません。定年退職者の数からいうと30名ぐらいになるかなということです。

○委員（鈴木正治君） それともう一点、それで、職員の定数との関係は減になるんでしょうか、それとも同じぐらい、今、辞めた人の分採用したとして、職員定数との関係は。

○行政課長（高塚茂樹君） 定年退職者の補充だけでは定数に足りませんので。

○委員（鈴木正治君） 定数の変更があるかどうか。今年度。

○行政課長（高塚茂樹君） 職員の定員ですと 779人を目指して採用してまいります。令和 2年度です。

○総務部長（高柳 泉君） 定数の関係ですけれども、令和 2年度の定数が今適正化計画でいきますと 779となっていますので、それが令和 3年度になりますと 783となりますので、プラス 4人ということになります。

先ほど言いましたように、定年退職と普通退職の分、それプラス定数ということになりますけれども、ただ、令和 2年度につきましても、今、採用に努力をしているところですが、先ほど申しました定数にはちょっと届かないというような状況ですので、令和 3年度に向けては、その不足分も含めて、定数の数を何とか確保したいなというふうに考えております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

○委員（鷲山喜久君） 今の説明された説明資料の 9ページの弁護士の関係ですが、渡邊弁護士という、この渡邊さんという方は、よくいろいろ名前が出てきます。相当優秀でないと困るし。テレビに出てくるような弁護士ありますわね。いろんな弁護士、法律相談、ああいう弁護士より上をいっている弁護士ですか。

これから本当に市長のあれじゃないですけれども、調停にだなんていうことになると、当然勝っていかないといかんわけですので、その点を私心配している。特に予算のことですので、127万 6,000円で間に合うのかなのか。

これ報償費ですから、実績ベースでやると思うんですけれども、1件幾らというあれだと思ってしまうんですけれども、そういった点でこの程度でいいのかなのか。もっと増やさないとまずいんじゃないかと思えます。

○行政課長（高塚茂樹君） 顧問弁護士の報償費については、年間で66万円を見込んでおります。それ以外に行政事件の訴訟の弁護士報償というのは着手金で55万円、プラスあと相談料が件数でということになります。

22年からやっていますので、件数も毎年伸びています。的確な回答をいただいていますので、信頼をしております。

○委員（鷺山喜久君） 22年間弁護士さんやってくれていて、いい弁護士さんだと。それはいい弁護士でないと困りますよ。悪い弁護士。何か欠点があって、渡邊弁護士から別の弁護士へ替えたほうがいいのか何とか、そういうこと御検討をされたのかどうか。されずに、ただ単にここへこの金額を載せたんじゃない、金額の重みというんですか、そういった点でちょっといかがなものかなと思うんですけれども。

○行政課長（高塚茂樹君） 渡邊先生も市から相談する件数も増えていきますし、案件によっては何回も繰り返し相談させていただいている件もあります。

そういったことで、最近、親切、丁寧に教えてくださっていますので、そういった実績を見て、続けてお願いしていこうかなということ考えております。

○委員（鷺山喜久君） 弁護士さんといういろいろな分野がありまして、これには強いけれども、これには弱いとか、そういうことよくあると思いますので、一律渡邊先生にということではなくて、もっと流動的に、この問題だったらこれだ、この弁護士だという方がいると思いますので、そこらも臨機応変に対応されるという考え方のほうがいいのではないかと思いますので、その点を伺います。

○総務部長（高柳 泉君） 今、課長の申しているとおりに、今、実績としてはいろいろ的確な判断をしていただいています。

特にこの先生は行政法等にお強いということで、そういったことで委嘱をさせていただいているところですが、委員がおっしゃったように、個別の案件によっては、この方は年間を通していろいろ相談ということになりますけれども、個別の案件が出た場合については、それぞれ得意の方に対応していただくのがよろしいかと思いますので、そのように的確に対応していきたいと思っております。

○委員（鷺山喜久君） はい、結構です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

○委員（藤澤恭子君） 8ページの8番目、メンタルヘルス相談員の謝礼が減っているんですけれども、時間が制限されて少なくなったという、そういうことなのか、どういうことかちょっと教えてください。

○行政課長（高塚茂樹君） 毎月2回行っております。その回数については変更しておりません。随時で行うことがあります、その分を少し減らさせていただいたということで、メンタルヘルス相談以外にもストレスチェックのほうの相談もありますので、そういった加減もありまして、そちらのほう減らさせていただきました。

○委員（藤澤恭子君） 本当に異論を申し上げましたが、ストレス社会ですので、職員の皆様のメンタルヘルスが心配なんですけれども、随時分を減らしても十分対応ができるという本年度の実績を見て減らされているとは思いますが、プラスで人間ドック委託料とか健康診断委託料のほうが増えているんですが、ここはもっとPRをしていくとか、そういうことも計画としてあるということでもいいですか。自然に増加していくことを求めているのか、ちょっと教えてください。

○行政課長（高塚茂樹君） 人間ドックにつきましては、集団でやる健康診断と人間ドックの2種類あり、最近人間ドックのほうが増えておりまして、若い世代から健康に注意しており、そちらのほうが多くなっております。

人間ドックへ移っていくのが自然、今、特段のPRしなくても、そちらのほうの流れかなと思っておりますので、検査項目も多いですので、できればそちらのほう健康管理部門としては安心かなと思ってます。

それに対するメンタルヘルスの相談は、今年度ですと1月までで16回やっています。月

1回のときもありました。

30年度は17回で月平均が 1.4回ということで、月 2回予定はしておりますが、2回まで至っていない月もありましたので、そういったことも考慮しての回数となっております。

○委員（鷺山喜久君） 何をやるにしても人が大事で、ここへ書いてある優秀な職員の確保、それから郷土愛を持った方、文字で言えばこういうことしか書けないと思いますが、えらいいたずら小僧のほうがかえって生きる力を持っていて、よく料理屋とか何かの事業主だとか、そういう方は案外いたずら小僧が多いわけですね。

だけど、ここには書けませんけれども、東京に帝国ホテルという有名なホテルございますが、そこで村上信夫、もう死んじゃっていますけれども、その方が料理は愛情、やる気のない者にはいい知恵が出ないというようなことをおっしゃっていますので、そういった点もひとつ参考にして、ここには書けないのは当たり前です。

そういったところもよく見て、採用されたらどうですかということだけ一言付け加えておきます。いいよ、分かってくれば。

○行政課長（高塚茂樹君） ありがとうございます。

○委員長（小沼秀朗君） その他、質疑はございますか。よろしいですか。  
〔発言する人なし〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結いたします。  
ありがとうございました。  
次に、管財課の説明をお願いします。  
村上管財課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの管財課の説明に対する質疑をお願いします。  
質疑はございませんか。

○委員長（小沼秀朗君） 地籍調査事業として東山口 3工区、各和 2、杉谷、東山口 4、八坂 1、日坂 1、二瀬川ということでございまして、新規としては日坂 1工区だけが新規として加わるということでよろしいですか。

○管財課長（村上将士君） 令和 2年度の新規箇所は日坂 1、1カ所でございますけれども、今年度、令和元年度の補正予算につきまして、八坂 1工区、二瀬川工区の 2カ所を承認させていただいておりますので、来年度は新規箇所 3カ所ということになります。  
以上でございます。

○委員長（小沼秀朗君） 掛川市はこういった地籍調査がなかなか進んでいないということで、この新規箇所をもう少し増やしていくような取組、そういったことの検討ですとか、どのようにしていけば、30年プランとしてありますが、なるべく早くそういったことを進めるということはどうにお考えでしょうか。

○管財課長（村上将士君） 地籍調査30年プランを毎年クリアしていくには、新規箇所を面積的には 1.5平方キロメートルほど必要になってくるかと思っております。これはおおむね 4カ所の地籍調査の新規箇所が必要になってくるかと思っております。

予算につきましても 4カ所、1年目は 4カ所につきまして申し上げますと 1億 4,000万円ほどの事業費になりますので、毎年その 4分の 3は補助をいただきますけれども、4分の 1の財源は欲しいというようなこと、また、継続箇所も 4カ所ありますので、毎年新規 4カ所、継続箇所 4カ所をこなしていけないと、なかなか30年プランは実現できていかないかと思っております。

人員的には、今、非常勤の職員が 5名、正規の職員が 3名ほどおりますので、人員的には現在の体制で十分対応できると思っております。

○総務部長（高柳 泉君） 今、課長が申しましたように、新規のところは 4カ所ぐらいというお話です。

やはり当然うちの部としましても、県のほうにはそれなりの申請はさせていただいておりますけれども、ただ、最近内示率が悪いということで、実際にやれる箇所が先ほど申しましたように来年度でいけば、補正予算の 2カ所と合わせて 3カ所というふうになっています。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（藤澤恭子君） 18ページの 3番目です。

2台の所有するバスについてお伺いしたいんですが、市所有のバスの利用制限なども行いまして、その後もやっぱり稼働率というのはあるのかということと、それから、平成 9 年式と年式も古いということですが、長寿命化どれぐらいまでこれを利用していく予定なのか、その後の計画を教えてくださいたいと思います。

○管財課長（村上将士君） 2台の市の所有しますバスは、それぞれ平成 9年度式ということで、走行距離が 1台目は27万 7,000キロ、もう 1台は32万 8,000キロほど走っております。

日頃のメンテナンスもこの業務委託の中で行っております。大きな修理箇所は今のところ発生しておりませんが、安全運転第一というか、ケア整備を業務委託の中に入れておりますので、日々の点検も同時に行っていただいておりますというようなところでございます。

また、バスの貸出基準を平成30年度に見直しをさせていただきました。その結果、平成 29年度に比べまして、30年度の実績でございますけれども、回数として86回、距離として 1万キロほどの削減が図られたというようなことで、そういった対応をして長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小沼秀朗君） よろしいですか。

その他、質疑はありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結いたします。

ありがとうございました。

次に、市税課の説明をお願いします。

石田市税課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの市税課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はございませんか。

○委員長（小沼秀朗君） 市長にちょっとお伺いしたいと思いますが、掛川市は今回令和 2年度当初予算は過去最大の支出を計上していますが、いまの市税課の説明では、83億円の市民税、個人分と法人分合わせて83億円という予算が計上されましたが、コロナウイルスの関係で大変それが減額していく、減額というか、その見込みの確保ができるかというのは心配、懸念されるところなんです、コロナウイルスの感染拡大がまだ小さかった頃の試算のままの予算の計上でよろしいと考えているのか、そこら辺どのように思われてい

るのか、令和 2年度の当初予算にしていくのか、お願いします。

○市長（松井三郎君） 税収が落ち込むときは、当然行政としては市民サービスが低下しないように、それは大小含めて、あるいは起債を含めて対応をしていきますが、無駄なものに財源投入するということではなくて、必要なものについてはやっていかなければいけないということでもありますので、令和 2年度の当初予算については、予算編成をした段階では、私は正しい予算措置ができたものと思っております。

県下の自治体のほとんどが、来年度の当初予算がこれまでで一番多いということで、中には前年度に大きな事業を行ったため、令和 2年度の予算規模が下がっているところがありますけれども、当然保育の無償化等々、財政的に市が担わなければいかんということについて、しっかり予算措置ができた、私としてはいい予算。

ただ、今回のコロナウイルスの状況を見ると、ちょっと見当が付きません。いろんな専門家等々の意見を聞くと、来年度までかかるんじゃないかという意見もあります。オリンピックの開催も心配されています。

直近で、宿泊施設が掛川市は近隣市に比べて断トツに多いわけでありますので、被害額についても、周辺の自治体と少し調整をしながらさらに一緒になって検討すべきだということで、担当セクションに周辺の状況を把握するようという調査をさせましたら、周辺の自治体はまだそんなところまで考えていないというような。でも、掛川市はもうこのコロナウイルスの出た段階で、第 1回目が 5,000万円、宿泊施設が。2回目では 2億円の減収という調査結果であります。

これがどんどん続いていけば、倒産するという事態が増えてくる。宿泊・ホテル、併せて飲食のお店も掛川は多いわけであります。ものすごく大きな飲食店があるわけではありません。多分日銭が入って、それで運営しているという飲食店もあるということでもありますので、そうしますと、どのような対応が基礎自治体としてできるかなど。

先ほど本会議では補正予算を組むと。最初は予備費での対応も考えましたけれども、多分それでは到底追いつかない部分もあるということでもありますので、しっかり精査して、国がやるということ、県がやるということ、それ以外に、本当に企業の方、商売をやっている方が大変だという状況には、市単独の予算措置もしなければいけないというふうにも思っております。

どこまで国が本気でやるのか、どうも小出しにはしてくれていますけれども、今そういう状況ではないんじゃないかなど。どんと大きな予算を何兆円単位で、10兆円単位ぐらいで出して、それで進めていくというぐらいのことを、きちっとやらないと、今不安感がいっぱい、とてもオリンピックまでこういう状況が続けばもたないなというふうに思っておりますので、当初予算は当初予算でお願いしますが、補正予算等々を段階的に検討していかなければいけない。

今は財調が10億円でありますが、これが30億までいくかどうかちょっと分かりませんが、決算をしたときに30億ぐらいまで多分いくだろうと。ですから、この財調をしっかり活用するというのも 1つですし、国が予算措置の対応を図り、こういうときに国がしっかり基礎自治体をフォローしていただけるようなことが必要だというふうに思いますので、御質問のあった今の財源の予算がこのままずっと予算どおり確保できるかということを考えますと、今の想定ではちょっと無理です。

リーマンショックのときに、私は税収のあり方がよく分かりませんでしたけれども、税収ががたっと落ちたんです。落ちただけでなく、先に税金を予定納税で納めてくれた法人があつて、さらに 5億円ぐらい返さないといけない。多分今回もそういうことがおこるおそれもあると思いますので、そういうことも考えながらこれから進めていく必要があろうかと思えます。

いずれにしろ大変な状況でありますので、この予算はこの予算として、まず、本当に中小企業的なところが困っていることについては、掛川市独自でも対応を進めていきたいと、こう思っております。

ちょっと御質問の趣旨と外れたかもしれませんが、いずれにしろこの予算を組み

ましたけれども、これからの執行段階でどういうふうにしていくかということは、当然考えていかなければいけない状況だと思っております。

○委員長（小沼秀朗君） では、ほかに質疑はございますか。よろしいですか。  
〔「はい」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結いたします。ありがとうございました。すみません、ここで午前の部を終了したいと思います。続きは午後の部でよろしくお願いいたします。では、1時から再開いたします。

午前 11時53分 休憩  
午後 0時59分 開議

○委員長（小沼秀朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

予定では資産税課の説明となりますが、その前に午前中にも少し話題に上がりました新型コロナウイルスの感染拡大に伴う税収の動き等に関して、高柳総務部長から御説明があるということですのでよろしくお願いいたします。

○総務部長（高柳 泉君） 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う税収への影響ですけれども、税収の項目については個人市民税、法人市民税、それから固定資産税等になりますけれども、やはり一番影響があるのは法人市民税だと思います。個人市民税については、今年1月1日現在に、昨年の収入額で確定していますし、固定資産税についても1月1日に建っているものについて課税していきますので、個人市民税、固定資産税についてはそれほど令和2年度への影響はないと考えています。

法人の市民税に関係ですけれども、先ほど課長から説明あったように、令和2年度については、昨年の4月から12月までの実績を基に算定しています。1月以降についても、元年度の決算見込額を基に算定しています。それにプラス法人税割の税率が9.7%から6.0%に下がるというような部分を見込んで算定しています。

法人市民税の場合は、会計年度が終了してから2か月、3か月後に確定の申告をします。確定してからまた6か月ぐらいしたら、また中間申告をしていくわけなんですけれども、例えば大企業、上位30社を見ますと大体3月期で締めているところが多いので、納税が6月とか7月とか、そういったところになっていきます。令和2年度については、確申告時にコロナの影響がどのくらい入ってくるかというのは、1年間の決算なので、多少影響は当然出てくると思いますが、分かりません。

それから、もう一つ、中間申告については、2種類あって、前年度の確定の部分の2分の1を予定納税で出す予定申告と、それと、やはりしっかりこういう即応して中間納税をしてくる中間申告があると思います。今回コロナの関係がありますので、その中間申告は、やはりある程度企業のほうはこのくらい影響があるんじゃないかということで、試算を出してきてくる可能性が高いと思います。そうしますと、その影響額が出てくるわけなんですけれども、先ほども言いましたように、確定申告が終わってから半年ぐらい後になりますので、大企業が中間申告をしてくるのが大体11月とか12月ぐらいになっています。そうやって考えていきますと、ある程度減ということは当然ありますけれども、数字として分かってくるのはやはり秋以降ぐらいにならないと、なかなか市税課としては数字が出せないのかなと思っています。

今回、当初予算は、先ほど申し上げましたようなことで試算をしておりますけれども、これ、どこの市町も、やはりそのコロナウイルスに伴う影響を反映させた形で当初予算を計上しているところはまずないと思います。先ほども言いましたように、私どもとしては、影響額については注視をずっとしてまいります。ある程度数字が確定した時期に補正予算で対応させていただいて、その分の財源については、また適切に対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。  
特に質疑はよろしいですね。  
それでは、資産税課の説明をよろしくお願いします。  
鈴木資産税課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの資産税課の説明に対する質疑をお願いします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結します。  
ありがとうございます。  
次に、納税課の説明をお願いいたします。  
村木納税課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの納税課の説明に対する質疑をお願いします。

○委員（鷲山喜久君） 今の御説明で滞納整理の関係で 9年間で14億、大変な成績がいいというかな、効率がいいというのか、納める人との間で納税課とトラブルになったとか、そういうことはなかったですか。納める人が理解をして、気持ちよく納めていただいたんですか。税というのは、憲法で言う納税義務の義務の一つですね。そういうことをよく御理解されて気持ちよく払ったのか、文句言われて頂いたのか、その辺はどうですか。

○納税課長（村木俊昭君） 滞納者につきましては、納税相談という形で、その方の生活の状況とか収入の状況、財産の関係を全て一応お聞きした中で、その方が本当に払えるのかどうか、それとも財産がなくて支払いができないのか、見極めをしています。預金調査などの財産調査もいたしますが、ある方については差押えを行い、財産がない方については、滞納処分の執行停止をしまして、そこで不納欠損で処理しています。滞納者の方もやはり払わなければいけないという自覚がございますので、大きな大声を出して威圧されるとか、そういうことはそんなにございません。分納誓約を取って計画的にお支払いをしていただくという事情がございます。  
以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

○委員（藤澤恭子君） スマホ決済というのは、どれくらいを見込んで件数を見込んでいますか。

○納税課長（村木俊昭君） スマホ決済につきましては、この周辺市町では、クレジット収納を行っているのが袋井市と磐田市などです。スマホ決済を使っているのはまだ普及はしてなくて、去年から三島市とかが行っているという状況なので、参考にさせていただきます数字は、磐田市のクレジット収納です。取扱件数の 0.3%が昨年度の実績で出ておりますので、それを少し上げて取扱件数の 0.5%、約 1,730件を見込みました。  
以上です。

○委員（藤澤恭子君） その決済方法の手数料というのは、今までのコンビニ収納の手数料と全く同じ料金ですか。

○納税課長（村木俊昭君） コンビニ収納と同じ業者を使っておりますので、金額は 1件当たり手数料が57円、税別です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますか。

○委員長（小沼秀朗君） 先ほどP a y P a yとL I N E P a yという具体名が出てきましたけれども、今、a u P A Yというのも始まって、キャンペーンをやっている最中なんですけれども、これからいろいろなものが始まることが予想されますが、そういうのにも対応していくというような体制なのか、それとも、まずは令和 2年に関してはP a y P a yとL I N E P a yだけという予定なのかお伺いします。

○納税課長（村木俊昭君） 今、L I N E P a yとP a y P a yということで、このアプリにつきましては、今、コンビニ収納を使っている業者が地銀ネットワークということで、そこが扱っているアプリをうちのほうで選択をして採用をいたしました。この業者が、今後そういう普及しているアプリを新たに取り込んだ段階で、検討したいと思います。以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結します。  
次に、企画政策課の説明をお願いします。  
平松企画政策課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの企画政策課の説明に対する質疑をお願いします。

○副委員長（松浦昌巳君） 市民意識調査について伺います。方法とか人数とかの内容をもう少し具体的に教えてください。

○企画政策課長（平松克純君） 内容も例年どおりということで予定をしておるんですが、2,500人ほどを対象に郵送でアンケートをお願いするというので、大体例年45から50%ぐらいの回収率ということでやっております。  
内容につきましては、例年同じことをやるものと、あとその年その年で多少追加を、その年に必要なアンケート調査を追加するというので行っております。

○副委員長（松浦昌巳君） 今回コロナウイルスの関係がありますので、ぜひそういった対応だと

○企画政策課長（平松克純君） また来年度行いますので、その辺、状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結いたします。  
ありがとうございました。  
次に、市長政策室の説明をお願いいたします。  
牧野市長政策室長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの市長政策室の説明に対する質疑をお願いします。  
質疑はございませんか。

○委員（鷺山喜久君） 30ページの1番の主な予算というところで、借家料50万4,000円、下に借家料の追加ということですが、これは副市長のお住まいの関係ですか。

○市長政策室長（牧野 明君） そのとおりでございます。

○委員（鷺山喜久君） 合併15周年の記念式典ということで、条例に基づいて150の方を表彰されるということですね。その気持ちを込めて表彰すると思いますが、受け取るほうが本当にうれしいなど、ありがたいという、そういう気で受け取っていただけるようにしないとまずいと思いますが、その点は。頂いて、どんなかなと、いや、要らないよという人も中にはあるんじゃないかな。だから事前によく聞いて、要らないよという方には差し上げないということでしたらどうかな。無理に生涯学習だと思いますが、来ていただいて、壇上へ上ると思いますね。無理にすることは別はないんじゃないかなと思いますが、その点はどうか。

○市長政策室長（牧野 明君） その点については、受賞される方の意向確認を事前にさせていただいておりますので、趣旨等を十分に伝えた上でのごことと意向確認をしておりますので、そのような配慮をしております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

○委員長（小沼秀朗君） 先ほどの借家料のことでお伺いしますけれども、令和元年度のアパートを長谷に借りていたと思いますけれども、ここには皆増となっておりますが、それはどういったことでしょうか。

○市長政策室長（牧野 明君） 元年度は、補正対応とさせていただきましたので、ここですと、当初予算費ということの表現で御理解をいただきたいと思っております。

○委員長（小沼秀朗君） この30ページの秘書業務費ですけれども、主な予算がここには350万円説明がされています。事項別明細書157ページを見ても、残り700、この差異が350万円残りがあるわけですけれども、ここら辺はどういったことに使われているのでしょうか。主な内容以外にどういったものに350万円使われているか説明をお願いします。

○市長政策室長（牧野 明君） ただいま御説明を差し上げたものにつきましては、細々目1の特別職に係るものを主に御説明をさせていただきましたが、そのほかにも細々目2のほうで、この政策調査費ということで、私ども職員の旅費だとか政策に係る費用等もありますので、そういったものがその他費用となっておりますのでございます。

○委員長（小沼秀朗君） そのほか質疑ございますか。

○委員（藤澤恭子君） 広報かけがわについてなんですけど、若い方の御意見を取り入れてということだったんですが、紙媒体を使わない世代にもっとアプリからも見られる、アプリとかスマートフォンからも見えるよという、ああいう広報の仕方をもっともっと周知啓発していくべきだと思いますけれども、それへつなぐことを考えていただきたいなと思います。

○市長政策室長（牧野 明君） 既に広報かけがわは、スマートフォンとか電子媒体に対応をしております。ページでめくっていただくような形のものもありますが、ホームページ等についても今度リニューアルもされますので、その連携をとりながらも、当然今、特に今回のコロナウイルスの対策なんかについては、電子媒体のほうが早く、また広報かけがわというのは少し作成期間等があるものですから、本当のリアルタイムの情報というのはなかなか載せにくいんですけれども、載せる記事の精査をしながら、より多くの方に

見ていただけるような紙面づくり、紙とそういったものの使い分けを含めて検討をしてみたいと思います。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（鈴木正治君） 32ページのこの15周年記念なのですが、先ほど説明ありました、中央集会のときに一緒にやるということで、約 150人ぐらいを招待するということですが、これは主に多分自治会関係者、あるいはまち協関係者、あるいは今までのセンターとか、こういう方が多いんじゃないかと思いますが、そういうの以外にはどういう人をこの対象にしているでしょうか。

それから、あと、桜を見る会みたいに市長裁量である程度あるんですか。

○市長政策室長（牧野 明君） まず、表彰の対象者でございますが、条例に規定がございますので、もちろん行政分野ですとか各分野に功績があった方、それから今回若干例年より多少対象者 150人ということで増えておりますが、特に15周年で、小さなボランティアとか、あまり目につかないようなボランティアを継続的に、長く継続してやっていたような方を対象として取り上げております。選定の仕方ですが、表彰の委員会がございますので、そういった委員会を経て決定をしております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結します。

ありがとうございました。

次に、IT政策課の説明をお願いします。

鈴木IT政策課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまのIT政策課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はございませんか。

○委員（鷺山喜久君） いずれにしても、33ページの歳出予算のほう 8億2,100万円と、一般会計財源で 8億円ということで、これを見ていますと、もう相手の言いなりということじゃないかなと思うんですよ。かといって、じゃ、ほかを探すといたってないと、本当にその点では言いなりになってしょうがないというはありますけれども、8億からのお金を使うということにと、適切な言葉か、お金がかかるということですので、常に研究熱心に何か安いものはないかなということ、日常業務が忙しいものだから、そんな余裕はないと思いますけれども、ちょっとお考えになられたらどうかなと思うんですけれども、その点はどうか。

○IT政策課長（鈴木英雄君） 確かにシステム経費というのは、年々上がっていく傾向があると思います。我々も、新しい技術等を調べながらやっているわけですが、その中で今回クラウド化というものを選択して、そちらにシフトしていくということで進めています。国としても、こういったクラウド環境を進めて、こちらのほうが安全に、そして経費を抑えてできるということで、デジタルガバメント推進方針を 2年前に出して、クラウドのほうがそういったものを実現するためには有効だとしています。掛川市としてもそういう方向へ進んでいくべきだということで進めさせていただいています。確かに、特に今回、システム更新もあって、経費も大きくなってしまっていますが、例えば今回、クラウドのデータセンターを選ぶところは、プロポーザルという形で業者の比較をして、それで内容も当然悪かろう、安かろうじゃいけませんので、そういったことをしながら業者を決めています。また掛川市にはCIO補佐官がいらっしゃいますので、アドバイスを頂き

ながら進めさせていただいているところです。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますか。

○副委員長（松浦昌巳君） ネットワーク環境のことで少し伺いたいんですけれども、庁内のネットワーク環境は大分整って、またつながりやすいということをお聞きしましたけれども、庁舎以外での市内の施設であるとか、公共施設であるとか、その辺の状況を教えてください。

○IT政策課長（鈴木英雄君） 各センター、庁内、支所等一通り回線をつないで、やりとりが不自由しないようなスピードも出るものでつないでいます。

○副委員長（松浦昌巳君） 観光施設とか駅とかお城とかというところまで、そういったところまではまだ進んでいないですか。

○IT政策課長（鈴木英雄君） 先ほど私が申し上げたのは行政系のネットワークです。掛川フリーWi-Fiで、駅の観光案内所とかお城とか、そういった市の施設のかかなりのところは、掛川フリーWi-Fiというものが使えて、訪れた方がその通信を使って、検索ができるような環境になっております。今、そういった掛川フリーWi-Fiを店舗とかいろいろな施設でも導入していただくように、協議会をつくって進めているところであります。

○副委員長（松浦昌巳君） 同じことですがけれども、ただ、それ、来年度の事業の中ではまだ決定して、どこかが増えるよかというところまではまだいっていないというところですか。

○IT政策課長（鈴木英雄君） その掛川フリーWi-Fiについては、市が主導してというよりも、例えばそういったものを民間でやっている、NTTといった業者の御協力いただいて、掛川フリーWi-Fiというのを推進しています。市が主導でという形では進めてはいないものです。

○副委員長（松浦昌巳君） ありがとうございます。

○委員（鈴木正治君） 私は、こちらのほうもあまり詳しくないのであれなんですけど、今、一般企業では非常にAIの技術が導入されて、特に自動運転なんていうのはそういうものの最たるものだと思うんですけど、この市の行政の中にそういうAIを今後研究し、あるいは導入できる部分があると思うんですけど、そういう研究とか、あるいはその予算は考えていますか。

○企画政策部長（山本博史君） 先ほどから企画政策課の中でお話をさせていただいたのですが、配付資料の当初予算説明資料の27ページのところを御覧いただきますと、ここでもAIという表現が言葉で出てきていないものですから、27ページの上の2番の明細書のところの中にRPAソフト等というふうな表現がありますが、これはAI-OCRというもので、手書きの原稿を機械が読み取って、それをデジタル化、データ化するというような、そういう経費もこの予算、行政改革推進費の中には上げさせていただいております。  
以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑ございますか。

○委員長（小沼秀朗君） すみません、34ページ、3のホームページリニューアルに伴う

新システム導入委託料の委託先と、それから委託選択の両方をお伺いします。

○IT政策課長（鈴木英雄君） 業務の委託先の業者選定についての御質問ですが、市議会の議決を頂いた後、新年度において業者選定を進めていくということになります。

○委員長（小沼秀朗君） 35ページの4番、システム開発委託料、移転事業委託料と4項目の委託料がおおよそ7,500万円ありますが、こちらの委託先と、その選定方法をお伺いします。

○IT政策課長（鈴木英雄君） 開発委託料であるとか業務の委託先の業者が決定をしているのかという御質問ですが、市議会の議決を頂いた後、新年度において業者選定を進めていくということになります。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑ございますか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結いたします。  
ありがとうございました。  
次に、市民課の説明をお願いします。  
高柳市民課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの市民課の説明に対する質疑をお願いします。

○副委員長（松浦昌巳君） 窓口の業務委託の件ですけれども、委託期間を教えてください。

○市民課長（高柳由美君） 委託契約をしましたのは、令和2年2月3日から令和5年3月31日までの期間です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

○委員（鷺山喜久君） 37ページの説明ですが、民間委託を拡大したり、次のページの2の主な予算、前年度比較ということで、下のほうに窓口業務委託料あるいは通知カード・個人番号関連事務委託交付金、こういったものは倍ぐらい前年と比べて増えているわけですね。これはもう先ほど言いましたけれども、これを見ただけでは相手の言いなりに金額をここに計上しているように見えないでもないということで、その辺は交渉の段階でうんと値段をたたいたりされているかどうか。何しろこの関係のシステム云々かんぬんというのは、向こうの言いなりというような気がしてしょうがないですけれども、その点はどうですか。

○市民課長（高柳由美君） 窓口業務委託料につきましては、プロポーザルにより業者が決まってから、業者と金額についての交渉は何度も行いました。その中で、ぎりぎりまでこちらのほうの要求では下げていただくようにはしましたが、この金額で契約となりました。この金額にしたからには、あとは私たちとしては、その金額に見合うような内容、質の向上であったりですとか、量を確実にやっていただくことについて、委託期間しっかり管理監督をしていきたいと思っています。

○委員（鷺山喜久君） 今、掛川が委託している委託先はエイジェックという会社で委託をされているようですけれども、いろいろ検討なりお話を聞いてここに決まったようですけれども、日本全国にはうんといいい会社もあると思うんです、市民に対してのサービスが。

掛川に来てまでもやりたいというようにいい会社にひとつ、今年度はしようがないですから、決まっていますから。そういう企業も探してみてください。いい企業があるはずですから、市民に優しい親切で、雨降りでも傘を持って行って差し出してくれるような、市民に優しいところを探してみてください。いいよ、答弁は。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに。

○副委員長（松浦昌巳君） せっかくなんで今と同じところになりますけれども、その今回エイジェックさんの前の業者さん、あとその期間もまた教えていただきたいと思います。

○市民課長（高柳由美君） 来年度からは3期目になりますが、2期目、前は同じく3年間の委託契約で株式会社エイジェックさん、同じ会社でございました。

○委員長（小沼秀朗君） ほかによろしいですか。

窓口業務委託料が倍額なんですけど、これは業務委託料、委託範囲の拡大によるということだけなんです。

○市民課長（高柳由美君） 来期からは、今までの証明業務に加えて、住民異動及び戸籍の届出について拡大をしますんで、その分の増額分及び消費税や人件費の上昇によりこの金額になりました。

○委員長（小沼秀朗君） 先ほどの課長のほうからの答弁で、プロポーザルによって決定した後に金額をいろいろ交渉したというような発言だったんですけども、プロポーザルには金額は入っていなかったんですか。

○市民課長（高柳由美君） 上限額は示して公募しました。

○委員長（小沼秀朗君） ほかによろしいですか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結します。

ありがとうございました。

では、市長はここで退席となります。

〔市長 退席〕

○委員長（小沼秀朗君） じゃ、10分間、2時30分まで休憩します。

午後 2時22分 休憩

午後 2時29分 開議

○委員長（小沼秀朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、危機管理課の説明をお願いいたします。

戸塚危機管理課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの危機管理課の説明に対する質疑をお願いします。

○委員（大石 勇君） 41ページの防犯カメラ設置地区補助金60万円というのは、この補助金60万円という件数はどのぐらいかということと、どういう方式を取っているかということ質問します。

○危機管理課長（戸塚美樹君） こちらの補助金については、来年度の新たな補助金であります。予算については、60万円で4台を見込んでおりますので、1台15万円の上限で補助を考えております。これについては、補助金として市が出したのものについての半分を県が補助金としてみると聞いております。それから、対象者については、新たに街頭防犯カメラを設置する自治会になります。

以上です。

○委員（大石 勇君） 15万円の上限というのと、かなり高価な結構高い金額的に高い防犯カメラだと思いますけれども、よく今、NTTの柱あるいは中電柱のところへ取付けをして、そしてそれを何日か1回、どういうのが映っているかを確認をするに、その下へパソコンを持って行って、そこで情報をキャッチして、それを見ることができると、というもののか。

○危機管理課長（戸塚美樹君） 委員おっしゃられたように、去年は市が単独で4台設置をしております。それが今おっしゃられた、録画されたデータをパソコンで見るというようなもので、一応想定としてはそういったもので、1台当たり30万円ほど昨年かかっているものですから、その辺を見込んで今回の予算計上をしております。

以上です。

○委員（大石 勇君） 自治会の件数的に4台というのと、ちょっと少ないような気がしますけれども、今もう既にそういったものを取り付けたいというような要望がどこか出ているところがあるわけですか。

○危機管理課長（戸塚美樹君） 実は、昨年度ですけれども、宮脇地区が単独で自分たちの費用で3台つけております。新たに宮脇は増やしたいというようなお話がありますので、ちょっと台数については分かりませんが、そういったところが要望してくるものと考えております。

○委員（鈴木正治君） 同じく防犯カメラの件ですが、やはり非常に犯罪防止にはこれは有効、あるいはあった後でも、後の解決が非常に楽だという点がありますので、これをもって、4台じゃなくて、各町内で必要な箇所全部つけるぐらいの思い切った措置を取ったほうがいいんじゃないですか。そうすると、これはそれをつけるだけでかなりの防犯効果があるんですよ、ついでに。ですから、そういうふうな予防的な意味でもやるのは非常に効果があるんで、これが例えば振り込め詐欺とか、そういうものにも結構誰かが来たというときに分かるようになれば、随分いろいろな面で解決するものがあるので、もっと積極的に3年か4年で必要なところにつけるぐらいの予算措置を取っていいんじゃないかと思うんですが、ぜひそういうふうにご検討ください。

[14:46 ~ 1分間 東日本大震災黙禱]

○危機管理課長（戸塚美樹君） 今、委員おっしゃられたように、防犯カメラについては、犯罪の抑止力とかかなりの効果があるということは認識をしております。今回、初めて地元に対する、設置は地元でもらって、維持管理について今後その先ずっと地元をお願いするという中で、どれぐらいあるかということで、来年度ちょっと様子を見た中で、その辺で地区にももっとPRをして、犯罪抑止力が上がるような形で考えていきたいと思っております。特に町なかについては、商店街とか各お店で結構ついているんですけども、周辺部に行くとやはりそういったところがないということがございますので、そういったのは地区のほうに今後周知・PRをしていきたいと思っております。

○委員（鷲山喜久君） これを見まして、課長の全体での予算も2億3,500万円、先ほど

審議したITなんかの場合が8億2,000万円ですか。本当に生きがいのある課長、仕事をしていくために本当に市民の命を守るんだという立場に立ったとき、この予算でお足りになるのかどうなのか、そこだけ聞かせてください。そうすれば、来年度もっと予算つけろということを議会としてもやっぱりやっていかないと、議会が市民に責任を果たすという立場に立ったときに、まずいんじゃないかなと。だから、中身は結構ですから、総論ですが、どうなんですか、課長職だったら大変な幹部ですよ。そのとき本当にこのお金でやりがいがあるのかどうなのか、いやいや、本当はもっと3倍ぐらいしてもらわんと仕事ができねえだというようなことなのか、どうなんですか。

○危機管理課長（戸塚美樹君） やっぱり課として、やっぱり市役所全体を見ていくということもありますので、本当はもう少しいろいろな意味で、早急に例えば防災倉庫であるとか、そういったものは本来は要求していききたいというのはあるんですけども、なかなか全体的を見ると、やっぱりその辺我慢すべきところも当然あるというようなことです。

○委員（鷲山喜久君） ちょっとつけ加えると、新年度いろいろ各課から予算が出て、財政のほうで削る削るというようなことで、随分聞いている話もありますし、全体じゃ500億円という500億円を超えるような予算を組んでやっているのに、なかなかそれが生かされていないんじゃないかな。例えば先ほど工場誘致なんかでも4億がぼんとあったけれども、決まる決まらないはともわく、枠取りはちゃんとしてやる。だから、どこかこの本当に市民のためにということになると、もう一回よく見ていくことも大事じゃないかと思います。

○総務部長（高柳 泉君） 金額的なところを見ますと、先ほどITの関係とこれとでは金額的に違うんですけども、やっぱり金額の大小が直接ということではないと思っていますので、この範囲の中でしっかりやって、市民の安心・安全のことをしっかりやっていくつもりでおります。

今回、先ほど委員のほうから財政で切れ切れという話なんですけれども、やはり財政、予算編成に当たっては、やはりどうしても収入の範囲内でやらなきゃいけない。どうしてもできない場合については、今回のように起債のほうを発行させていただいたりしていますけれども、一つ一つの項目のところを財政のほうでは一つ一つきちんとチェックをさせていただいて、その中で予算の編成をさせていただいておりますので、そういった点については御理解いただきたいと思いません。

○危機管理監（浦野正守君） 同じく管理監としての立場でちょっとお話をさせていただきますと、危機管理課の予算のほうは、どちらかというソフト的なものがメインになります。それぞれ予算的にはもっと大きな予算としては、それぞれ土木とか都市建設部それから福祉部、いろいろなところで防災の関連予算はつけてありますので、全体としては掛川市として災害対策対応には大きな予算がついているというふうに感じています。その中の一部、ソフト面の部分は危機管理のほうで担当させていただいているという心積もりでやっております。

○委員（大石 勇君） 44ページの11の下ですけれども、同報無線設備等更新工事費2,072万7,000円、これはどういうことでしょうか。

○危機管理課長（戸塚美樹君） こちらの予算については、今、市役所の本庁舎と小笠山に中継局舎があります。そこのところをつなぐ装置がございます。これが実際に令和2年以降に部品がなくなってしまうということで、どうしても早急にそれについては対応が必要ということで、その無線の装置、つなぐ装置を新たに更新するというような、そういったものになります。

○委員（大石 勇君） 小笠山なんだ。高天神の上にあるのとは違う。高天神の社務所の南側だったかね、あの上に頂上に、この下にもありますけれども、無停電電源装置更新工事と同じかな。そこは電源が入っていて、それで無線でやっている しますよね。そういう局になっているんですか。そこの工事ということなんですか。全般の同報無線があちこちにありますが、そこの更新じゃなくて、そこだけの。

○危機管理課長（戸塚美樹君） 小笠山中継局舎と本庁舎をつなぐ装置ということになります。

○委員（大石 勇君） その下の無停電電源装置更新工事というの、あれも一緒になっているんですか。一緒だよ、あそこね。一般的には普通の電源を使っているけれども、停電時に困るから、そこのバッテリーか何かの交換とか、そういうことですか、これ。セットになっているわけね。

○危機管理監（浦野正守君） 今回の同報無線の整備更新ということで、FWAという中継局があります。掛川市は非常に広いものですから、市内に 300本以上ある子局を、そこから発信をして起動させています。ですので、やっぱり高いところにあつて小笠山の向こう側にも電波を届かせるということと、奥のほうへ届かせるということで、高いところへ 1 回ここから発信したものを飛ばして全体へ飛ばす。そこの無線機がもう古くなって、もう修理が利かなくなってきたということで更新をする。

それから、その下の無停電装置、今言ったバッテリーです。停電すると、機械ものですので電気が動かない、動かなくなってしまうので、停電しても常時接続されている。当然ここの地下にあるんですが、発電機も発圧がついています。そこはでも起動するのに数秒かかるということで、それも補完できるというためにバッテリーを用意してあります。その更新になります。

○委員（大石 勇君） 分かりました。

○委員長（小沼秀朗君） ほかによろしいですか。

○委員（藤澤恭子君） 42ページの 6 番の回線使用料、テレビ会議のシステム導入というのがあるんですが、どことどこで中継をするかとか、導入した場所を教えてください。

○危機管理課長（戸塚美樹君） これについては、静岡県と危機管理課とでテレビ会議ができるようなシステムを入れて、その使用料等がこの中に含まれております。

県のほうの話ですと、まずは防災部門からそれをやって、それが実際にはほかの業務までテレビ会議として広げていきたいというようなことで見解を聞いております。

そうですね、場所は掛川市だけではなくて、静岡県対県内の各市町全てと、それと市町間もテレビ会議ができるような、そういったシステムになります。

○委員（藤澤恭子君） 防災メールの配信ですけれども、どれくらい家庭にと、どれくらい普及しているのか。

○危機管理課長（戸塚美樹君） 防災メールにつきましては、それぞれ自分でこのメールが受けられるように市民の方に登録をしていただいております。

今の登録の利用者数になるんですが、そのメールを受ける内容によって、例えば防犯や交通安全の関係とか気象情報とか土砂災害とかというようなことでメールを登録する方が選べる。延べ約 3 万件の登録があるというようなことになります。数、その登録した人の数でいうと、8,700 人ぐらいの方が登録をされています。

○委員（藤澤恭子君） それは伸びていますか。

○危機管理課長（戸塚美樹君） これは、毎年数は増えておりますし、今年度だけで見ても4月から比べると、2月の時点で約1,000人ぐらい増えているような状況でございます。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますか。

○委員（鈴木正治君） それでは、44ページのナンバー9ですが、家庭内安全対策費ですけれども、これは前年度が2,200万円ぐらいあって今年は1,200万円、約1,000万円ぐらい減っているわけです。

これは、家具の固定とかシェルターとか防災ベッドとかこういうものに使う予定の予算だと思っておりますけれども、それで、この使い方が、やはり高齢者の世帯というのがかなり耐震もしていなければ古い家も多い、そういう中で危険な状況にある人たちもかなりいるんですけれども、そういう人たちも本人でどうやっていいかわからない、そんなことあることすら知らない人も多いです。ですから、これはやはりもうちょっと積極的に、例えば民生委員にそういう人たちにある程度聞き取りをしてもらってやるとか何かして、こういう対策は取っていったほうがいいと思っております。

それで、だって掛川市は災害死亡者ゼロといっても、そういう人たちはなかなか、本人たちでなかなか手ができない、連絡もできない、こういう状況があるので、やはりそういうことによつてするべきだと思っております。

まして、前年度から1,000万円も減らすというのは、要するに希望者が少ないから減らしていると思っておりますが、潜在的な需要はかなりあると思うので、もうちょっとこれは、今年は全体予算を残さないぐらいの気持ちで、あるいは補正するぐらいの気持ちで進むべきだと思うので、その辺のことをお伺いします。

○危機管理課長（戸塚美樹君） 今の件ですけれども、実際に家具の固定は今年度で101世帯、昨年ですと119世帯、平成29年度は少なくとも40世帯ということで、大体100世帯ぐらいがこここのところはこの転倒防止事業をやっているんですけれども、確かに今年度も予算が結局余ってしまつて最終的に減額補正というようなことをさせていただいています。今、委員おっしゃられましたように、実際に高齢者の方、65歳以上の高齢者については、先ほど説明したように5か所まで無料というようなこともありますので、周知方法をちょっと考えた中で、先ほど言われたように例えば民生委員であるとかそういった方たちの協力を得るなどして、新たにもう少し周知ができるような形に検討してまいりたいと思います。

○委員（鈴木正治君） すみません、もう一つ、特にあれなのは後期高齢者、75歳以上の人たちだけで住んでいる家というのはそういう情報が伝わってこないし、市からすると広報でも書いていますよ、それからまたインターネットで、ホームページでも書いていますよと、これは分かるんですけども、そういう人たちはそれすら見られないんです。広報があつても、そこまで自分のこととは考えていないから、だからやっぱりそこら辺を周知の方法をもっと、危機管理課も自分たちのもうちょっと責任感を持って進めてもらいたいと思っております。

やはり、うちのほうなんかでも古い家で、もう80代ぐらいの人たちというのは家なんか直す気はないんです。だから、そういうところというのはこういうことすら知らないし、またなかなかそういうことに取り組もうなんて自分では思わないですから、民生委員なり何なり、あるいは区の3役等の協力を得るとか、何かしてもうちょっと進めてやったら非常に安全につながると思うので、よろしくお願ひします。

○危機管理課長（戸塚美樹君） ありがとうございます。

すみません、先ほどの説明で漏らしてしまったんですけれども、65歳以上の方の世帯については、この補助制度についてはがきで御案内をさせてもらっているということはございます。

ただ、そうはしているんですけれども、どこまで見ていただいているかというのがあたり意味が分かっていないのかもしれないですから、ちょっとその辺についてはもう少し検討させていただきたいと思います。

○委員（大石 勇君） この中の耐震診断とか防災ベッド、特に耐震シェルターあたりは、平成25年だったか、これできたのが。その後、二、三年、三、四年あたりで一回見直されているところがあったと思ったけれども、要するに今言った65歳以上の世帯で、もう若い人がいればだめだよと。だよな。だけれども、障がいがある人たちでしたら、65歳以上の家庭だったら補助率がいいということですが、耐震をしてお金かかるよといったお宅にこのシェルターを入れてというのがこれは始まりだったと思うんだけど、耐震をやるにはお金がかかるからということで、なかなかその条件が、65歳以上の人の世帯というのが、ちょっとここが引っかかっちゃって、本来は入れたいなと思う人も中にはいるかもしれないけれども、そこらでちょっと制限されちゃうということがあるんじゃないかと思うんです。

大体これ、1年どうですか、1年に2台、3台ぐらいじゃないですか。シェルターは、どうですか。

○危機管理課長（戸塚美樹君） 耐震シェルターについてはやはり条件があって、当然昭和56年以前の木造住宅で耐震診断で1.0未満、そういうお宅が、本来は耐震工事してもらった方がいいんですけれども、なかなか費用の関係でできませんよというのがあった中で、平成26年からあるんですけれども、26年が1件、27年も1件、28年が3件、29年が1件というような状況で、今年度についても実績としては1件というような、本当に1件ぐらいの実績しかないというような状況であります。

○委員長（小沼秀朗君） よろしいですか。  
ほかに。

○委員（藤澤恭子君） ちょっとここ、交通安全教育事業者とか防犯対応事業者とか、ちょっと記憶にないんですけれども、そこら辺だったような気がするんですが、今でも新1年生にさるぼぼを作って渡している事業というのはあるんですか。

○危機管理課長（戸塚美樹君） 今、おっしゃられたように、交通安全母の会の皆さんが手づくりできるぼぼをやっていたんですけれども、昨年からはさるぼぼではなくてランチョンマットを各小学校の1年生に贈るということに変わっております。

○委員（藤澤恭子君） ありがとうございます。時代に合って、そうしてほしいという要望すごくあったものですから。お母さんたちもランドセルにもつけることができるなかったし、学校側がそういうふうの規定があるので困っていたので、非常にありがたいです。ありがとうございます。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますか。

防災設備等整備費の同報無線の整備事業なんですけど、防災訓練等協力いただいているバイクレスキューネットワークの皆様、ボランティアでやっていただく、そういった皆さん、アマチュア無線をやっているんですが、そういった皆様も今回の更新事業でよりつながりやすくなるということにつながっていくんですか。

○危機管理監（浦野正守君） アマチュア無線と今回FWAの更新は、別次元の話です。アマチュア無線はアマチュア無線の電波帯がありますので、それはそれで今回の工事では特につながりやすくなるというのは全く関係ないということになります。

○委員長（小沼秀朗君） それで、バイクレスキューの皆さんが、基地局から向こうのあの辺、小笠山のあたりがやっぱり無線が届かないところがあるということで、アマチュア無線でありますし個人的なことなんですが、防災訓練でいろいろ協力してくださったり、有事の際にもそういった皆様は御協力いただくんですが、そういう基地局の無線に対する考え方というか、そういったものというのは検討の余地がある。

○危機管理監（浦野正守君） アマチュア無線は、もともとリピーターという中継局が全国にあります。それを使うと、変な話ここから北海道まで届いてしまうというような基地局も全国に配備されているものですから、そういうところを使ってやっていただく。

ただ、それについては専用の特種な機械がいるものですから、そういうのは整備しなきゃいけないかもしれません。それは個人的にやっていただくのはやっていただきたい。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますか。  
よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結します。ありがとうございました。  
次に、出納局の説明をお願いします。  
久野会計管理者。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの出納局の説明に対する質疑をお願いします。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは質疑を終了いたします。  
次に、監査委員事務局の説明をお願いいたします。  
澤崎事務局長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの監査委員事務局の説明に対する質疑をお願いします。

○委員（鷺山喜久君） 45ページの今、御説明いただいた歳出予算額が 3,797万 6,000円ということに対して、主な支出予算が 1番のほうは 202万 8,000円と、2番のほうで 120万 7,000円と、両方足してもこれ 320万円ということになりますと、3,500万円近くここにはうたわれていない。それは何ですかという質問です。

○監査委員事務局長（澤崎みどり君） こちらのほうの差額ですけれども、3,474万 1,000円になるんですけれども、職員 4人分の人件費となります。そちらのほうは、こちらの概要のほうには記載がありませんでしたので、そういった項目になっております。  
以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますでしょうか。  
研修会というのは年に何回ほど予定されているのでしょうか。

○監査委員事務局長（澤崎みどり君） 旅費を必要とする研修会としては、監査委員さんが 2回、それから職員が 1回を予定しております。あとは県内各市町のほうでつくる研究会がありますので、そちらのほうにも参加させていただいております。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はありますか。よろしいですか。  
〔「ありません」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結いたします。  
ありがとうございました。  
次に、議会事務局の説明をお願いします。  
岩井事務局長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの議会事務局の説明に対する質疑をお願いします。

○委員（鈴木正治君） 47ページの退職議員共済給付費ですが、これ該当者は今、何人いるんでしょうか。

○議会事務局長（岩井政昭君） これは、実際に受給を受けている御本人、OBの方と御遺族の方ということだと思っておりますが、ちょっとすみません、正確な数が今、持っていないんですけれども。

まだ御存命の御本人と、あとお亡くなりになった場合にはその配偶者の方、最初の御遺族の方に支給をしているところでございます。

○議会事務局長（岩井政昭君） 現在、受給している、退職年金を受給している数ということでございますが、御本人に受給している数が31名、それから御遺族の方に支給している方が27名の、合わせて58名でございます。  
以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますか。  
〔「ありません」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結いたします。  
ありがとうございました。  
次に、消防総務課の説明をお願いします。  
平井消防総務課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの消防総務課の説明に対する質疑をお願いします。

○委員（藤澤恭子君） はしご付消防車の件でお伺いします。  
納車されたと同時に、もう既にそれが使えるようにあらかじめ先進地に行って訓練をしておくということでもよろしかったですか。

○委員長（小沼秀朗君） 平井消防総務課長。

○消防総務課長（平井良宏君） はしご付消防車を造るには、1年近くかかります。それまでの間に、秋ごろから冬にかけて隊員を養成したいと考えておりますが、実際は車両を納入してからもしばらくの間、仮運用期間を設け、訓練を多く積んでからになりますので、早くて来年度の4月以降には当然なるかと思っております。  
以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

○委員（大石 勇君） このはしご車、30メートルの10階と言いましたか。ということは、現在の掛川市内の建物ならば、もうすでにできたところは間に合う、そしてまだ少しは余裕があるんですか。どんなふう。大体 1階が大体 3メートルから 4メートルぐらいありますよね。

○消防総務課長（平井良宏君） 市内には15メートル以上の中高層建築物と呼ばれているところが 210棟あります。そのうち10階以上の建物は 9棟あります。内訳ですが、4棟が共同住宅、いわゆるマンションです。それ以外はホテルが 5棟あります。中には10階以上の建物もありますが、共同住宅につきましては10階高がおよそ26メートルから27メートルぐらいですので、ほとんどのところが対応可能と考えております。建物によっては当然届かない部分も多少はございますが、その場合は、当然隊員が中から行くということになるわけですが、実際は10階以上の建物になると建築基準法や消防法などで建物の壁が耐火になっていたり、スプリンクラーがつけられていたりしているため対応が可能と思っております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

消防団員の中型免許の補助金なんですけど、3年から5年の在職ということなんですけれども、例えば9、10方面になると5年ぐらいで退団される。1から6方面は8年から10年のところもある中で、3年にするのか5年にするのかと、なかなかそれは難しいと思うんですけども、そこら辺は分団ごとの団員のその平均団歴とか、そういうものの何分の1とか、そういう基準等に設置してもいいかなと思うんですけども、どういったふうにこれからしていくのか。

○消防総務課長（平井良宏君） 確かにそのとおりですが、とりあえず初めてやるものですから、この免許の補助をするということは、公費を充てて、将来的には個人のものになるわけですので、当然ある程度の在職を了解していただかないとその補助を充てられないということがあって、それが1年が良いか5年が良いかその辺のところを今、検討を消防団の団幹部と一緒にさせていただいているところでございます。

○委員長（小沼秀朗君） 今言った内容が少し、それを多分、分団団歴の何分の1とやっていけばクリアできるかなと思っておりますので、また1つ検討の材料にさせていただければと思います。

○消防総務課長（平井良宏君） 分かりました。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑ございますか。

○委員（鷲山喜久君） 52ページの2のところですが、西分署の関係で、大分前に総務委員会ですか、現地を見に行き、説明の方から古いということと女性のトイレというようなことが非常に頭の中に残っているわけです。女性活用の社会だどうのこうの云々かんぬん言われて、本来なら気持ちとしては早くやりたいということはもともとあったと思うんですけども、なかなかずれちゃう、遅くなっちゃう、これというのはどうしてもそうなるということはあるにしても、社会の情勢からするとちょっと遅いじゃないかなというように思いますが、特別そういうような遅くなっちゃった理由と、いや、それが普通だよという場合もあるかもしれない、その辺はどうなんですか。

○総務部長（高柳 泉君） おっしゃるとおり、昨年この場でも実施設計が済んでいるのに工事がついていないんじゃないかというようなことを御質問いただいたと思います。そのときにもやはり財源的な問題があって、翌年度に見送らせていただいたというようにお話をさせていただいたかと思っております。

早くやればいいんですけども、やはり全体的な予算、それから行政経営方針で幾つかの分野で重点事項をやっていますので、そここのところのバランスを考えると、やっぱりどうしても見送らせていただく事業が当然あると思います。

現場では、やはり 1日も早くという思いでいられると思いますけれども、全体のことを考えて予算編成させていただいています。

○委員（鷺山喜久君） この間、現在の総務委員の皆さんと消防の団長さんの交流会があったわけですが、そのとき女性消防隊ですか、の方も何人か見えていて、何かたまり場というんですか、寄り合い所というんですか、そういったところが本当にきれいで、自分のうちよりそこのほうがいいよと、これくらいになれば女性消防隊が増えてくると思うんです。そういった点で、そこら辺はかなり力を入れてこれからやっていく必要があるんじゃないかなということを感じたものですから、今回の予算に入っていないところですけれども、そこらも来年度予算等に入れて、仕事をしやすい環境のいい消防隊になってカッコいい生活をしたというぐらいやっぱり面倒見というんですか、心遣いが大事じゃないかなと思うものですから、その点だけお願いします。

○消防総務課長（平井良宏君） ありがとうございます。

女性が本当に活躍する時代になっていまして、昔は消防というと男性ばかりでしたけれども、現在は 5名、4月からはもう 1名入って 6名になります。今後もますます増えていくと思いますし、消防団のほうも 20名弱の方が活躍していただいていますので、その辺のところを十分配慮し環境整備を検討したいと思っております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑ございますか。

○委員（藤澤恭子君） 53ページの 5番の消防総務費、大東第一分団の車両更新について伺います。

これは、納車時期がいつぐらいかということと、これがやっぱり新しくなるにつれて消防自動車の機能の練習とか講習とかレクチャーというのがしっかりあるのかどうかお願いしたいと思います。

○消防総務課長（平井良宏君） 消防団の車両は、納入時期がおおよそ年度末になります。その頃に地元の区長さんから議員さんを含めて納車式というかそういったものをやらせていただいております。その後に、車両メーカーや資機材メーカーから、新しいポンプ操作や運転について教えていただけます。そこからしばらくの間、訓練をするというような運びになるかと思っております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。  
〔「はい、いいです」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結いたします。

質疑は終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

今、15の課の皆さん、局の皆様にご一般会計の当初予算について説明していただきましたけれども、15を振り返り、順番ずつに振り返りませんので、皆さんが総じて何かありましたらお願いします。内容は、意見の交換についてはどこの課のことで結構ですけれども。討議、委員間討議。

○委員（藤澤恭子君） やはりこの全体の要というのはこの市役所職員、人材だと思っているんですけども、先ほども確認いたしました、郷土愛を持った資質の高い職員を採用するという事は基本中の基本かなと思っています。

その中で、やっぱり地元の出身者、掛川市在住の方というのがすごくいろんな面で心強いと思うんです。私なんかも掛川市民になってまだ15年ですので、北から南までの川の名前とか地区の名前とか橋の名前とかぱっと分からないことがたくさんあるんですが、地元の方というのはやっぱりそういうところが非常に長けていると思いますし、そもそも持ったシビックプライドをもっともっと発信できるのではないかなと思っています。

とかく、この庁舎内にずっと事務職で入っちゃうと、そういった地区のこととかその土地のことが理解できないこともあるかと思っていますので、ちょっとそのあたりもちょっと優先的に行けたらいいんじゃないかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小沼秀朗君） この藤澤委員からの御意見に対して意見のある方はお願いします。

○副委員長（松浦昌巳君） 私も、藤澤委員の意見、賛成なんですけれども、やはり地元の方を優先して、優先してというより地元の方が職員であることが市民の方へのメリットもあるでしょうし、例えば採用の段階で、要は市民へ少し優遇というか、掛川市民を募集しておりますよというところで募集を掛けたりすると、例えば遠くから、県外に出ていた学生とかが戻ってきて掛川市にUターンというか、そういうところの可能性も出てくるかなと思っていますので、今は平等な採用だということですのでけれども、やはりそういうところも考えてもいいのかなと思います。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの松浦委員からの意見に対して意見のある方はありますか。

○委員（鷺山喜久君） ちょっと今、松浦委員の発言の中で、何か不平等云々かんぬんと、今は平等でというようなことをおっしゃいましたけれども、昔は不平等だったんですか。

○委員（鷺山喜久君） 今は平等だとおっしゃったものですから、じゃ昔は不平等だったのかなという質問です。

○副委員長（松浦昌巳君） 全くそういうことではありませんので、説明の中で現在、平等な採用の規定でやっているということだったものですから、昔、不平等だったということはないと思っているわけです。

○委員長（小沼秀朗君） 今の松浦委員からの意見に対して、何か意見のある方いらっしゃいますか。

今の松浦委員が平等、不平等は過去、現在じゃなくて、市内の方と市外の方の平等という意味だと思います。それは日本全国から一律平等に募集していますよという意味の平等だと思いますが、郷土愛を持った資質の高い職員を採用するという目的がありますので、職員採用に向けてそういった市内の方、ある程度職員採用に向けて優先的なものがあれば、転入人口の増加、Uターンの増加だったりIターン、掛川に住んで働くという、そういう方も増えるということにつながっていくと思いますので、総合計画では12万人というのをうたっていますので、こういった職員採用のところの観点からも掛川市民を増やしていくということにつながることにできればいいかなと私も思います。

○委員（鈴木正治君） 確かに、おっしゃるようにそれがいいんですけれども、今の状況でも、やはりいろんな面で総合的に評価するものだから、掛川市の、市で生まれた人たちが実は逆に袋井に行ったり菊川へ行ったりしている人たちも結構いるんです。将来的に、そういう人はそっちに行っちゃう可能性があるんです。やはり職場に近いということで、掛川に住んでいる人が袋井市役所へ就職した場合にはある程度になると袋井に転出しちゃう可能性もあるので、なかなかそこらも、掛川を受けてだめだった人がそういうところ受

けているもので、そういう実態もあるんです。掛川の市役所を受けて、掛川市民で掛川市役所を受けて、受からないものだから菊川市役所を受けるといのが受かった人がいるんです。

若いうちはまたそういうのでそちらに行っちゃったりとかいうのもでるもので、そこら辺の採用と言ってもなかなか能力とその基準との関連があるので、ちょっと一概にそういうのも難しいところもあるのかなという気はする。それなら、そういう人こっちやっていたら掛川で一生懸命やってくれるんだらうけれども。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの鈴木委員の意見に対して何か意見のある方はいらっしゃいますか。

今の意見に対しては、掛川で加点が、仮の話ですよ、加点がなくて不採用になって、菊川は普通に受けて受かったと。その場合、行く行く15年後に菊川に転出してしまふとなれば、15年前に加点があつて受かっていたらそのまま歯止めがかかったということにもつながる話だという、仮の話ですけれども、あると思います。

今、この話をしていますけれども、ほかの議論もあればまた上げていただければと思いますが、いかがでしょうか。ほかの話題でもいいですし、今の意見でも結構です。

○副委員長（松浦昌巳君） 話題が変わってしまうんですが、申し訳ないんですけれども、ちょっと2点ほどちょっと気になるところがあります。

38ページ、窓口の業務委託についてですけれども、鷺山委員から質問があつたし、私のほうも少し質問したところですが、委託料が倍以上になっているんです。もちろん業務の状況が変わっているというところもわかりますけれども、3,000万円以上のお金が増えているというところの、その辺が少し皆さんのちょっと御意見をいただければと。

考え方ですけれども、ここで委託料を増やすことと、例えば職員を増やしてこの分を業務をやってもらうというのも一つの案もあるかなと思いますし、倍になっている、この業務に対する考えをちょっと皆さんで出していただければなと思いますけれども。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの松浦委員からの意見に対して意見のある方はお願いします。

○委員（藤澤恭子君） 確かに、金額だけ見ると非常に高額だなと思います。

これ、委託するとどれくらい経費が削減されるんですかと以前この委員会で質問したことがあるんですが、ほとんど変わらないけれども、システムが非常に良くなるということを知っていますので、そのシステムというのがどれくらい効率化が図られてどうなっていくのかなというところに非常に期待をしているところでもありますけれども、それが本当に形で現れるような状態を期待しますが、逆にやはり職員が窓口をちょっと離れるというのが、市民との対応においてどうかとか、そういうことは非常に心配は、私は危惧をしているところではあります。

○委員長（小沼秀朗君） 今の藤澤委員からの意見に対して意見のある方はお願いします。

○委員（鷺山喜久君） いろいろ御意見はあるんでしょうけれども、まず市民課の場合で話をさせていただきますと、玄関から市民が入ってくる、あるいは市民じゃない人も入ってくる、そういう対応が好きだと、結構年いっていても、あるいは若くても好きだという人が一番大事です。仕事へ行くところ、場所ないから、たまたま市役所に来たら、市役所というよりもエージェックですか、募集したら採用された。行くところがないものでたまたま採用されてここへ来たという人ではもう出発点が全然意識が違います。だから、そういう接客が好きだとか、何かそういうものを持っていないと。あるいは掛川が好きだとか、例えば袋井に住まいされていても掛川の市役所の入ってきてすぐお茶の給茶機があつて、自由に飲んでいいのはうまいというようなことだとか、そういった何かがないと。

若い人を採用するなりいろいろ採用するなりあれですが、まず仕事が好きだということ、それからいろいろこういった民間からなってくるわけですが、市役所の仕事、あるいは公務の仕事、これを民間でやれば、その企業というのはもっと大きい企業ですから。役所のそういう仕事を得ることによって売上、あるいはもうけ、しかも人は人材派遣だ何とかいったら利益のためにそういう企業をやるわけですので、そこをしっかりと相手の企業と本当に掛川でその企業がいいのかどうかとか、報徳だとか生涯学習だとかそういうことのすばらしい市だと、うちの企業の考えにも一致しているというような企業の従業員が来られるとまた違うじゃないかなと、こんなふうに思います。今の点ではそう思います。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの鷺山委員からの意見に対して意見のある方はお願いします。

○副委員長（松浦昌巳君） さっき市民課長のほうからも、この増額したことに対して業務内容も増えるし、期待もしているし、もちろん注意を払っていきながら職員との連携を取っていくという発言もありましたので、様子を見るというのもあれですけども、私たちのほうもちょっと窓口業務とかのほうも少しずつチェックというのかな、少し気を配りながら、気を入れながらやっていく必要があるかなというのは思いました。

○委員（鈴木正治君） この業務委託とすると、メリットとするとやはり職員、直轄職員がいるよりも、まず1つは外注したほうが人件費がまず安くなると思うんです。だから、同じ人件費を書けるなら、人が数多くここに詰めることができると思うんです。

それから、もう一つは、忙しい時期とか繁忙期とかによって人員の傾斜配分ができると思うので、こういうのは市の職員だとそうはいかないので、やはりそういう点はメリットあると思うんです。

ただ、とはいってもその業務の、数ある業務の内容をしっかりとこなせばいいんですが、そここのところいろいろ条例改正とか、あるいはいろんな通達、こういったものが正確にきちんと伝わって、それがきちんと守られるレベルのものをしっかりとやっていけばかなりいいと思うんですが、そこで間違いのないような形が取れるのが非常に大変なんです。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに意見はございますか。

窓口業務の委託料 6,336万円が、昨年と比べ 3,425万7,000円の増ということなものですから、ざっくり計算しても去年、昨年度は 2,900万円だったのが 3,400万円増えているというような計算、倍以上になっているということなものですから、これに関しては先ほど市民課長のほうも、金額に見合うことをやってもらいますという、そういう目で見えますという発言ありましたので、議会としてもそれほどまでに窓口業務の委託料が増えたということは、このエイジェックさんですか、委託先の仕事の役割が本当に市民サービスの向上につながって費用対効果が出たかなというところを見ていくべきかなと思います。

○委員（鷺山喜久君） 議員も選挙をやっていろいろこのところ変わってきまして、この中では

そういう意見を言った人がいないもので安心して言わせてもらいます。

年度末、あるいは来春の各常任委員会で懇談会をやっておりますけれども、もうそういうのは止めたらどうだと、この人じゃないですよ、そういう意見も出るような御時世です。それがいいかどうかというところから始めると、じゃ今まで何でやってきたというところもあるわけですが、私今、言いたいのは、皆さんも誰かから耳に入れたことがあるんですが、公務員さんの守秘義務というのがありますね、当たり前ですね。ただ民間のああいう方の守秘義務というのは、具体的にいうと棺桶に入るまでしゃべっちゃだめだよということらしいです。それで、懇親会、懇談会するとき、誰かと話しをしてそんな話を聞いたことがあるものですからここで言っているわけです。

民間の方が研修を受けて仕事へ就くと、そういうことがでもしっかり守れる民間の社員

の皆さんだか派遣の皆さんだか知りませんが、そういうところまでやっぱり気を遣ってというか、守るべきは守らないといかんじゃないかと。

それから、現在、見ていますと、右側の職員の部屋にあって机のほうを見ていますと、前にも言ったことある。そのように入り口のほうを見たり 360度見て、やっぱり気がついたことは車椅子どうですかと、そういうようなことをずんずん言えるような、仕事のやる気があればそういうこともできる。教わったことしかできない人じゃ支援分らない。全部言われたことしかできない、それではだめ。いいサービスというのは、そういったいろんなことに気がつく人じゃないかなと思う。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの鷲山委員からの意見に対して何か意見はございますか。

では、ほかの議題でも結構です。

○副委員長（松浦昌巳君） この件につきましては、先ほど委員長も言っていましたし鷲山委員も言っていて、そんな職員が増えていただけるような、私たちがチェックしながらまたこれからも意見を言っていけばいいかなと思います。

ちょっともう 1点ちょっと気になることがあって、いいですか。

○委員長（小沼秀朗君） はい。

○副委員長（松浦昌巳君） これは先ほど部長のほうからの、最初の休憩後にお話をいただいて、今回この予算に関して成果というか、このコロナウイルスの結果が出るのが秋以降だよというお話を伺ったんですが、現在でももうホテルや飲食店の影響が 2億円以上出ているというような情報がある中で、今会期中には補正も出すというような話なんですけれども、それだけでいいのかなというようなこともうちょっと今、総務委員会ですら一度議論はしておくほうがいいかなと思いますので、御意見をいただければと思います。

○委員長（小沼秀朗君） 松浦副委員長からの意見に対して意見のある方はお願いします。何か御意見はございますか。

○委員（鈴木正治君） これ非常に難しい問題だけれども、確かに非常にいつまで続くかによってまた違ってくるんでしょうけれども、今でも非常に厳しい状況に置かれている人は多いわけです。

そういう中で、政府のほうのいろいろ決まってから援助するではなかなか大変だし、かといってそれではどういう基準にするかというのがまた難しいところあると思うんですが、今、非常によくやるのは、困った企業があれば、それじゃ運転資金を貸出ししましょうと。貸しますが、利子は市なり公共で持ちますよと。ただ、その元金については当然返さないかんわけです。今でさえ苦しくなっている中で元金まで返していくというのは非常に大変なので、そこら辺もうちょっと、何というか少しの間の生活安定資金みたいなものを補助するような形のものも状況によっては必要じゃないかなと思うんです。そういうことをやらないとなかなか借りても今度、借りた後でそのものを返すのに非常に苦労しちゃって、また同じようなことになることになるんじゃないか、そこら辺がもうちょっと温かいあれができないのかなというのが一つあるんですが、どうなんですかね。

○副委員長（松浦昌巳君） 今、ここで意見交換したいのは、このまま今の予算を執行していかどうかということなんです。補正がもし出るなら、この後多分いろんな形で補正が出てくるんですけれども、これを総務委員会として今 500億円以上の予算を動かすんですけれども、これが市町村、よしとするとこのままいくわけなんですけれども、もちろん問題点もたくさんある。先ほどちょっと言っていたとおりの問題点はあるんですけれども、その辺もちょっと出していただきながら議論をしたいなと思いますけれども。

では、これが執行された中った場合にどんな弊害があるかというのを先ほど言っていたわけですが。

○委員（鈴木正治君） これもし否決した場合、予算執行がこれからできなくなっちゃうわけですね。そうすると、いろんなことが全く進まなくなるわけですね、4月1日、もう間もなくですが。だから、それはまたちょっとまずいし、とりあえず今はその被害の全貌が見えていないので、今後まだ増えていく可能性があるので、とりあえずこの予算については可決をして、それから補正についても内容を審議した、もちろん審議しないかんで、審査した上で緊急対策はとにかくやってみようという方向の進め方で、もしこの予算ではいろいろ無理が出るというんだったら6月で減額補正する、ものによっては減額するとかそういう、あるいは増額なら増額、そこらを6月議会ぐらいになるともうちょっと見えてくるので、そこから結論、もうちょっとしっかりした方向性を議会として出してもいいんじゃないかなと思うんです。

今の段階でいろんなことを言っても、まだ現実に政府のほうも、何だっけ、20日ぐらいまではいろんな行事は止めてくれと言っているし、これがそこで終わるならいいけれども、これがまた4月のところまで行くとなるとまた状況いろいろ変わってくる。そういう中で今、その先のことを余り判断して決めるというよりは、今は暫定としてやってみようがないと思うのでというのが私の考えになります。

○委員長（小沼秀朗君） 今の鈴木委員の意見に対する意見、何かございますか。

○委員（藤澤恭子君） 本当に、こういう状況になる前に検討されました予算に対して、今までかつてない大きな予算になっていますので、これだけ大きな被害が出る予測がされている中に、簡単にではないですけども可決をするとか否決にするとか、本当に慎重な検討をするべきだとは思っておりますけれども、やはり補正で、今回、この会期中に先ほどお話いただきましたが中小企業と学童とかは本当にこの会期中に行いたいということだったので、その都度やっぱりどんどん出てくると思うんですが、議会も柔軟にいろいろな対応ができるように、常に連携をしていながら今できること、そして今いただいているこの予算をしっかりと審議して、この予算自体は問題がないということであれば私はこのまま、これはこれで、その都度変わると思っていますので、その都度変わっていった状況に応じて対応していけたらいいなと思っております。

以上です。

○委員（鷺山喜久君） 予算が審議をしているわけですが、当然今、鈴木委員がおっしゃったこともあります。それから、実態がどういうふうになっているのか、どれくらいの具体的に金額的な点だとかそういうのもまだ出ていないので分からないということで、それが明らかにある程度目安がつけば金額的にも補正後の額が出るわけですが、この予算に対して議会として附帯決議をつけるとか、そういったことを想定して決議をつけて賛成とかというのが手を打つとか。ただ、これだけでちょっと、皆さんがおっしゃったコロナの点では反映されていないわけですので、一言そういうのを付けるというのも一つの手ではないかというように思います。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに意見はございますか。ほかの内容でも結構です。

○委員（鷺山喜久君） ほかの内容と言われたので、それこそITの、さっきからしつこくするんだけど、ITのああいう企業がこの役所からお金をいただくということは、手形で言えば不渡りはありません。それから、絶対間違いありません。帳面締めて請求書出せば必ずお金入ってくる、こんなおいしい仕事はないわけです。ああいう電算メーカーにしてみると。だから、こういった役所を何かお手伝いすることはないかといって売込みがあるわけで、国のほうでも上のほうからそうなるから、市役所だってうちの市は

関係ございませんと言っちゃうから、そういった点で 8億だか今年度予算で I T がついていますけれども、これはこれで仕方がないけれども、何かもっと安くてもいいものできてこやしないかなと、そういうことを思うわけだよね。

一連の国との関係なんか、県と、あるいは市と一連のそういうのがあると思うので、なかなか世の中でも変われば違うかも分からないけれども、現状では大企業のそういうふうのに従わざるを得ない、残念ながら。そういったところで、高いなと思うことと、ひもつきみたいなものだというところを感じるもので、だから意見としてどうですかということです。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの意見に対してなにか意見ある方いらっしゃいますか。

○委員（鈴木正治君） 遡るけれども、予算関係の関係だけれども、例えば補正をどうするかという内容の中で、今日聞いた話ですと吉岡のバラ団地あたりも、この時期に歓送迎会、そういうのが一切なくなっちゃって花が売れなくて非常に困っているというような話を伺ったんですが、そういう中で、この人たちというのは今の時期ぐらいだったら花だものだから、いつまでも持っているわけにはいかないわけです。もう時期過ぎたら全部だめになっちゃうんです。だから、そういう人たちというのは、当然今に合わせていろいろ生産してきているし、生産栽培するといったってちょっと先になるでしょうから、そういうのは何かもうちょっと掛川市として温かい手が差し伸べられる方法を考えないけないんじゃないかなと思うんです。

以上です。

○委員（鷲山喜久君） もう一つ、初めて予算が 400億円台から 500億円台に入ったと。この 500億円の価値というか、正確に言えばこの 500億円の、507億 8,000万円、この額がどういう意味を持つものかとか、しかも市税でいうと 200億ちょっとが市税です。それを、本有なら市民の皆さんからいただいたお金ですので、市民に役立つようお使いになると。そして、市民の立場に立つと、500億円になったものでうんとよくなったというものをやっていかんといかん。税金を取られっぱなしで何もいいことないよと、最悪だよ、これ。そういったことも議会として考えていくというか、どうしたらそういうこといいか、来年 400億円台に戻るかもしれんけれども、そういったことをこの予算で我々は大事な予算の観点に立って、市民のお金で本当によくなっているか、よくいつまでも住みたい掛川市というようなきれいな言葉が並んでいるけれども、本当に名実共にそうなるように、議会としてしっかりチェックをしていくという役割があるんじゃないかと思えます。これも意見です。

○委員長（小沼秀朗君） その他、意見はございますか。今の内容でも結構ですし、結構ですが。

よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 以上で討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 特によろしいですか。

以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第 1号 令和 2年度掛川市一般会計予算、第 1条、歳入歳出予算のうち歳入中所管部分、歳出中、第 1款議会費、第 2款総務費、第 1項のうち所管外部分を除く、第 9款商工費、第 12款公債費、第 13款予備費、第 2条、債務負担行為、第 3条、地方債、第 4条、一時借入金、第 5条、歳出予算の流用について、原案のとおり可決することに賛成の方の

挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

当委員会に分割付託されました議案第 1号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

皆さん、休憩取りますか。

4時30分まで休憩を取りたいと思います。

午後 4時17分 休憩

午後 4時26分 開議

○委員長（小沼秀朗君） それでは、休憩前に引き続き、次に議案の第 5号 令和 2年度掛川市公共用地取得特別会計予算についてを議題といたします。

管財課の説明をお願いいたします。

村上管財課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対して質疑をお願いします。質疑はございませんか。

○委員（鈴木正治君） これは、公共用地ということで、全部普通財産になりますか。

○管財課長（村上将士君） 現在のところ、ここの記載されております財産は普通財産と同様な扱いでございますけれども、目的があって購入をしている土地だものですから、目的がなくなったものに関しましては一般の公募によって売却することができますけれども、公共の用に供するため先行取得している土地でございます。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はありますか。

○委員（鷺山喜久君） ただいまの説明で、174ページの基金ですから今おっしゃるように基金は目的を持ってという大前提があるんです。この旧富田鉄工所跡というのはずっと出てくるわけで、もうどうしようもないというような土地じゃないかと思うんですけれども、何か公共用地ですから何か先行取得の目的を持って云々かんぬん、成り立たない、その理論が成り立たないんじゃないですか。どうなんですか。

○総務部長（高柳 泉君） 委員おっしゃるとおりで、購入当時は何らかの理由で公共用地、この会計で先行取得をしている土地だと思います。ただ、それが時代を過ぎることによって、もう公共用地として、公共施設として使えない土地であるようになっていくところは中には幾つかございます。

そういったところについては、売却等を進めたいという考えはもちろんございますが、ただ現場、御存じのところもあるかと思っておりますけれども、なかなかそういったことで売却できない、売却しようとしても多分売れないという土地もあることは確かです。

そういったことについて、今後、この会計の持ち方ということも含めて将来的に考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。

○委員（鷺山喜久君） そうなってきますと、175ページの令和 2年度末現在見込み額というところの資産の部、計この11億 9,000万円のこの関係ですが、実際にはこの帳面上はこうかもしれないけれども、実際上はこの価値はないと、これだけの価値はないというものもなっていると思うんですけれども、今こうやって表示するしかないものだからこうしていると思うんですが、実態に合わせたほうがいいのではないかなと思っておりますけれども、その辺どうなんですか。

○総務部長（高柳 泉君） やはり、この土地開発基金、これについてやっぱり会計上はやはりこの購入したときの簿価等で管理すべきものだと思います。ただ、先ほども言いましたように、もうこの会計の性格が、この会計の持つ意味があるかないかということは今後ちょっと検討させていただきたいなと思っています。そのときには、ここの資産が実際はどうなったとかということはもちろん議論の対象になると思います。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

歳入の 162ページに土地の貸付収入で 3件ありますよということでしたけれども、174ページの資産の部に当てますと、どこがその 3件に当たりますでしょうか。

○管財課長（村上将士君） 土地の貸付収入の貸付け先でございます。

高砂ケミカル工業掛川工場様に 1件、先ほど申しました生涯学習振興公社に 1件、あと三浜区に対しまして 1件、あと個人の方に対しまして 1件、合計の 4件貸付けを行っております。

○委員長（小沼秀朗君） それは、174ページ中では、の表で見ますとどちらに該当するんでしょうか。

○管財課長（村上将士君） 土地貸付収入の 76万 6,000円になります。

○委員長（小沼秀朗君） そうじゃなくて、174ページの。

○管財課長（村上将士君） 下から 5番目の旧農協マンモス集荷場跡、その下、旧富田鉄工所跡、1つ飛びまして掛川地内用地、旧マンモス集荷場に 2つの方にお貸ししておりますので、ここで 2か所、富田で 1か所、掛川地内で 1か所、合計 4か所でございます。

○委員長（小沼秀朗君） 上から 4段目の商工会議所の駐車場用地を商工会議所に貸していると思いますが、そちらについては収入、貸付けの収入はないのですか。

○管財課長（村上将士君） こちらの商工会議所につきましては減免をさせていただいております。

○委員長（小沼秀朗君） 先日、中町商店街にお店を開いている方から、駐車場がないものですから非常に困っていますよというお問合わせがありまして、あそこは最近では本屋さんができたり、ネイルサロンとか美容院のものができたり、夜のお店の方がランチ営業を始めたり、非常に若い方がお店を活発にやり始めているんですけれども、皆さんが駐車場がないよということで困っています。

商工会議所さんに今、減免でお貸ししているということですが、その中町の商店街やそういったお店を持っている皆様に、借りたいよというようなことがありましたら、そういったことで検討の余地があるのかお伺いします。

○管財課長（村上将士君） ただいま全ての用地を商工会議所のほうにお貸ししておりますので、その一部とか、そういった可能性をちょっと商工会議所さんのほうにお問合せをさせていただいて、ちょっと考えていきたいと思っております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに。

○委員（鈴木正治君） 今、説明があった中で、別に聞きたいんですけれども、事項別明細書の 174ページの下から 2つ目の掛川地内用地とある、これは何箇所ぐらいを指しているんでしょうか、1,400平米ぐらいですが。あるいは、それと場所はどの辺のものなのか、

掛川地内だけではちょっと分かりにくいのでお願いします。

○管財課長（村上将士君） 掛川地内用地は、あそこに静岡資材というガソリンスタンドがございましたけれども、あそこから東側にかけてのエリアでございます。  
こちらに関しましては、駐車場として10区画をお貸ししております。  
以上でございます。

○委員（大石 勇君） 先ほど、商工会議所の駐車場用地を、これ 446.54平米ですね。これを貸しているということですが、今貸していることだけでも、地代はもらっていないよと。それは、減免というようなことをしていると。ということは、これ 1年に一度商工会議所のほうで減免をしてくださいという手続は 1年に一度出すことになっていると思うんですけれども、自分が間違っていたらすみません。

○管財課長（村上将士君） 平成29年 4月21日に、商工会議所の会頭様より掛川市長宛てに要望書があって、それに対する回答を市長から出していただいております。そのときに、平成29年度から 5年間、地代について減免をさせていただくというような回答をさせていただいております。  
また、併せて売買について、その後の売買についての協議をさせていただくということで、減免の期間が過ぎたら買取りをお願いしますというお願いをしております。

○委員（大石 勇君） そうすると、減免をしてもらう手続というのが、市長が認める場合はこれは 3年、5年、10年とか、そういったことが可能ということでしょうか。  
基本的には、減免を認めてもらう場合には、市のほうの地所を借りている場合は、たしか 1年、毎年減免していただきよというような手続を毎年すると、そういうふうなことになっていたとは思いますが、ちょっと自分はそれ記憶の中にありますけれども。期限がありますよね。

○総務部長（高柳 泉君） 今調べてますけれども、当然、税等については毎年度毎年度減免申請を出していただいております。  
あと、行政財産、これは行政財産ですが、行政財産の場合は毎年使用の許可みたいなものがありますけれども、こちらの普通財産のほうについては特にそういった規定はなくて、3年に 1回というようなことで運用をさせていただいております。

○委員（大石 勇君） というのは、この中に旧大坂保育所跡地というのがあるんですけれども、これはもう最初にこの地域でここを借りていたんです。それで、ちょっと借りる地所代がちょっと高額なものですから、たしか何年か前にここを返したと、返したというかも借りないと、借りなくてもいいやと、そういうようなことで、何年かな、4年ぐらい前に、前にこの貸していたよね。

○委員（大石 勇君） そうだね、以前。だけれども、これ貸していたけれども、割合地代が思ったより高いねと、そういったことがあって、その後に、それじゃそういったもう少しまけてもらうとかフリーにしてもいいかとちょっと分かりませんが、そういった手続をすればいいですよということで、ではその代わり毎年、1年に一度そういった申請をして 1年 1年やってくださいよということでここを進めていたと思うんですけれども。  
自分も、ちょっとあれから何年かたっていますので、ちょっと記憶がちょっと飛んでいますけれども、やはりこういった地所を貸せるについては、市長が認めるときにはいいやそれじゃ 7年でとか、そこは一生懸命頑張ってるで 5年だとか、そういったことではなくて、もうある程度決まりがあるのかなと、そう思っていたんですけれども、今それを聞いたら 5年でもよかったのかと、そういう感じを受けたものですからちょっと聞いてみましたけれども、その辺はやはり空いている土地を貸せる、これは貸せているところが全部で

少ないですよ。これもしこれを借りる人があれば、少しでも収入があると。

貸せるについて、やはり相場もありますので、例えばうちのほうだったら坪、あの辺だったら 2,500だとか差異はありますけれども、そういったことで貸出しをするというようなことも考えると。なおかつ、そこをまた減免という手続をとるというほうが、もう少し有効的に使えるのかなど。こういう資産を持っていても、やっぱり結構ありますので、そういう使い方というのはできないんですか。

○総務部長（高柳 泉君） もちろん、財産の有効活用ということで、委員の御指摘のとおりでございます。

今の状況は、そういった貸出しの御希望があれば当然お話をさせていただいて、後の管理のことだとかということで条件がそろえばほかに貸出しをさせていただいているという状況です。

○委員（大石 勇君） できるだけ余っている土地は貸して、それで周りとは、地代というのは周りと同じ金額でないと、市のほうから借りたらうちの坪 1,500円だからという、それがあの人から借りていると坪 2,500円だと。市のほうから借りたら 1,000円も安いだろうということがあってはいけませんので、同じ相場で貸して、あとは公共的に使うものについては、これは毎年、あるいは 3年に一度申請をしてくれればもう少し考えますよというような形をした方が。だけれども、その地域でどうしても有効活用、公共のものに使ってくださいよというようなことだったら、もうちょっと運用ができるような気がしますけれども、その点は、考える余地があるかなど。

○総務部長（高柳 泉君） そのとおりです。

ただ、そもそもこの土地は、過去の経緯がいろいろあるんですけれども、ある目的があって購入した土地です。その目的がもうないということになれば、やっぱりこの土地は処分をしていくというのが本来だと思いますので、まずそういったところを考えながら、まだ時間がかかりますので、その間もし活用したいというお声があればそういったことで考えていきたいと思えます。

先ほども言いましたように、まだこの中には、ある公共事業に乗れば国の補助金をもらって市のほうで使うという土地もまだあるものですから、まだそういった意味ではこの会計は残しておく必要があると思えますし、今後、急に何かの土地がどうしても今、買っておいたほうが良いということもあろうかと思えますので、この公共用地取得会計というのは、潰す、潰さないという判断もまたなかなか難しい問題だと思いますので、そういったことを含めながら今後しっかりこの会計について研究していきたいなと思えます。

○委員（大石 勇君） 何ですか、やっぱりこの土地というのは、掛川市がこれ全部買ったのかとかそういう誤解されやすいと思えます。例えば、大東のマンモスとかそういったところはそうじゃなくて、もう大東町の時代から引き継いでいるんだと、そうですよね。大東町のところから掛川市が買ったじゃなくて、そのまま財産として抱えていると、そういったことですので、またこのところではいろいろな問題があって結局行政側のほうで持った土地ということですので、やはり先ほどの 4つみたいに、やはり貸出しはやっぱり、ぜひ借りてくれませんかとかまでは言いませんけれども、もうちょっと有効活用、これだけあれば、これ昔と全然変わっていませんので、5年、6年前と、ほとんどこれ出ていますので、ちょっとその辺も考えたほうが良いのかなと思えますけれども。

ただ、これは掛川が全部買ったという誤解があってはいけませんので、この中には引き継いだものもあるよと、本当は欲しくはなかったんだけど、合併したときにしようがないなとおもって掛川市にしたものもありますので、やはり自分らも誤解をしてはいけないということで、もうちょっとうまく利用をしていただきたいなと。

以上です。

○委員（鈴木正治君） これはいろいろいわくつきの土地が多いと思うので、すぐに簡単に使える土地じゃないと思うんですが、そういう中で今年度も保育園は待機が出る見込みですし、そうすると来年はまた造らなきゃいけない可能性が高い。そういう中で、それはそういう保育園建設用地として使える土地があるんでしょうか。

○総務部長（高柳 泉君） 実際、今回、宮脇のところが開発公社の土地を利用しましたが、そのときに、当然この公共用地取得特別会計の中の土地についても可能性があるかということを検討しましたが、やはりちょっとなかなか位置的なものだとか、地形的なところから難しいという判断をしました。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますか。

○委員（鷺山喜久君） 174ページの上から 5番目の成滝のこの用地というのはどこら辺、40坪かそこらですけれども、どこらへんですか。

○管財課長（村上将士君） これは、神子の園がありますけれども、神子の園の南側、道路挟んで向かい側の川沿いの 1区画になります。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますか。  
よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 以上で質疑を終結いたします。  
討論はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） よろしいですね。  
それでは、採決に入ります。

議案第 5号 令和 2年度掛川市公共用地取得特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

議案第 5号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案の第 8号から議案の第11号までの 4件について一括議案としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、議案第 8号 令和 2年度上西郷財産区特別会計予算、議案第 9号 令和 2年度桜木財産区特別会計予算、議案第10号 令和 2年度東山財産区特別会計予算、議案第11号 令和 2年度佐束財産区特別会計予算の 4件を一括議題とします。  
これら 4議案については一括して当局の説明を受け、質疑、討論を行った後に採決いたします。

それでは、行政課の説明をお願いいたします。

高鳥課長、お願いいたします。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

○委員（鷺山喜久君） 13ページの東山財産区のこの 1の目的、概要のところ年に20回の

定例会を開催、予定だものですから、やったわけではないものですからあれですが、これはこれくらいおやりになっていますか。やっているとしたら、年20回といたら 1カ月 1.何回になるわけですが。

○行政課長（高塚茂樹君） 東山財産区につきましては、月 2回ぐらいということで開催しております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。  
〔「ありません」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） よろしいですか。  
質疑は終わりましたので、討論を行います。  
〔「ありません」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） よろしいですか。  
それでは、討論を終わります。  
議案第 8号から議案第11号までの 4件について、一括採決いたします。  
本 4件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。  
〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。  
議案第 8号から議案第11号までの 4件につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。  
お諮りいたします。  
本日の審査はこの程度にとどめまして、延会としたいと思います、いかがでしょうか。  
〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、本日の委員会は以上とし、明日11日の木曜日は午前9時30分から再開といたします。  
本日はお疲れさまでございました。  
午後 5時03分 延会

## 議 事

### 7-2 会議の概要

令和2年3月12日（木）午前 9時30分 開議

○委員長（小沼秀朗君） おはようございます。

昨日に引き続き、総務委員会を再開させていただきます。本日もよろしく御審査をお願いします。

私から御報告申し上げます。

初めに、当局から小型パソコンの使用について申し出があり、委員長において許可いたしました。

続いて、お手持ちの携帯電話については、原則として使用が禁止となります。ただし、必要に応じて委員長において判断しますので、使用する際は委員長の許可を得るようお願いいたします。

続いて、発言の際には、挙手の上、委員長の許可を得てから、まず自席のマイクのスイッチを入れて発言するようお願いいたします。

それから、コロナウイルスの感染拡大の予防として、マスクの着用を各自判断でお願いします。

なお、昨日に引き続き、配付してある審査順序にて審査を進めていきますので、よろしく申し上げます。

審査の前に、高柳総務部長より御発言を求められておりますので、よろしく申し上げます。

高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） おはようございます。

昨日、市長からもお話がありましたけれども、4月に予定されております新茶マラソンの件でございます。昨日、実行委員会が開かれまして、今回につきましては、残念ながら中止という決定になったということの連絡を受けましたので、ここで御報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（小沼秀朗君） それでは、審査に入ります。

議案第18号 掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

高塚行政課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

○委員（鷺山喜久君） これは国会のほうで決まって、確か29年ですか、決まったと思います。そのときは、どの党も全会一致というようなことで決まっているわけですが、それはそれとして、質問は、ビラを無料で紙の大きさとか紙のグラム数とか、あるいは片面でも両面でもいいよ、印刷はいいよとか、それから折り込みの手数料とかいろいろありますが、手数料はだめでしょうけれども、ビラの特に大きさ、紙の厚さ、そういった点の制限というのはないですか。

○行政課長（高塚茂樹君） ビラの大きさですが、長さ29.7センチ、幅21センチ、A 4判の、これは市長選挙と同じ大きさで行っております。厚さは特に規定はありませんが、A 4サイズの紙です。

以上です。

すみません、この条例の第10条におきまして、1枚当たり 7円51銭というふうに規定をしております。

○委員長（小沼秀朗君） その他質疑はありませんか。

○委員（鈴木正治君） この附則で、この条例は、公布の日から施行するという事なんで、この公布は一応本会議の終わる23日と考えてよろしいですか、もちろん可決された上ですが。

○行政課長（高塚茂樹君） 可決同日で公布をする予定です。

○委員長（小沼秀朗君） その他。

○委員（鷺山喜久君） 枚数がたしか 4,000枚とかどこかに出ていたような気がするんですが、枚数制限はどうですか。

○行政課長（高塚茂樹君） 枚数については 4,000枚となっております。2種類以内の 4,000枚です。

○委員（鷺山喜久君） 結構です。

○委員長（小沼秀朗君） その他質疑はございますか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 質疑が終わりましたので、討論はありませんか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 以上で討論を終わります。  
それでは、採決に入ります。

議案第18号 掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。  
〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。  
議案第18号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
続いて、議案第19号 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。  
行政課の説明をお願いします。  
高塚行政課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

○委員（鈴木正治君） 今、コロナウイルスが非常に問題になっておりますが、幸い掛川では発生していないからいいんですけども、もし仮に市で発生して臨時職員が休む、自宅待機を強制された場合に公務災害に該当するのでしょうか。

○行政課長（高塚茂樹君） 職務においてそれが感染したということであると、認定審査会がありますが、そこで認定されればという話になりますが、治療費等は補償になります。

○委員長（小沼秀朗君） その他質疑はございますか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 以上で質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第19号 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

議案第19号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第20号 掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

行政課の説明をお願いします。

高塚行政課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

○副委員長（松浦昌巳君） 改正についてはよろしいかと思いますが、500円という金額についてですけれども、この妥当性というか、1日500円というのがどうなのかなというちょっと聞かせてください。

○行政課長（高塚茂樹君） 特殊勤務手当、今、12手当ほどあるんですが、この中で500円が妥当かどうか、清掃作業とかが500円と、それから高いところでいいますと消防の夜間特殊勤務手当、それは1,100円とかということになっています。件数も下水道作業手当ですと、30年度の実績で613件ということになっています。件数もありますので、額としては妥当な額ではないかなと思っておりましたが、ほかの手当の額との均衡も考えまして、そのような設定がしてあります。

○委員長（小沼秀朗君） その他質疑はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 以上で質疑を終結いたします。  
討論はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第20号 掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

議案第20号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第21号 掛川市税条例の一部改正についてを議題といたします。

市税課の説明をお願いします。

石田市税課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

○委員（大石 勇君） 3ページのこの法人の決算書によって営利の事業を営んでいるか

どうかを確認するということですのでけれども、これは決算書を毎年提出してもらおうと。それで、この法人は決算日がいつというのはまちまち、多分まちまちになっていますかね。普通の一般市民は1月1日から12月31日で市民税を払いますけれども、法人はそれぞれ決算日が違います。大体一緒なのか、ちょっとわかりませんが、その都度その都度出してもらおう、毎年。それで、この営利事業を営んでいるかどうかを確認するということは、はっきり言って決算書だけでは確認ができない場合も中にはあるかなと、そんなことも。例えば駐車場を貸しているとか、あるいは太陽光を屋根に載せて売電をしているとか、そういったことも考えられますので、そこらも決算書だけではなくて、現地の確認ということも併せてやるかどうかということを決算書から判断するのか、その辺はどんなものでしょうか。

○市税課長（石田梨江子君） まず、決算時期のことですが、いま現在、該当になるであろう法人は14法人を考えておりますけれども、その法人のほとんどが3月31日を決算期としている法人が多いです。それ以外もございますので、決算書が出た時点で確認をさせていただき、提出はしていただく。2ページの手続に書きましたけれども、決算期終了の翌月に提出をしていただくということになりますので、毎年決算書の写しは提出していただくこととなります。時期はまちまちになる予定です。

また、収益についてですけれども、収益事業を営んでいれば、収益事業開始届というものを法人税法の150条で、必ず提出しなければならないという義務化になっておりますので、収益事業をやっているならば、収益事業開始届を出しているという判断ですので、その場合は、この減免の対象にはなりません。収益事業が決算書でも見えますけれども、法人税が出ていれば収益事業開始届を出していない法人でも、法人税、国の法人税がかかっている法人がございまして、その場合もこの減免の対象の基準には外れてしまい、対象とはならない予定でございます。

○委員（大石 勇君） なかなかこの法人の決算書だけで、法人税大したことはない、金額的にはそんなにあれではないんですけれども、例えば今まで法人にしたかったけれども、やっぱりこういったことがあるからやめようというようなことで、法人をあえてしなかったというような学校とか、そういったことも聞いています。そういったところから見ると、何だ、こうなっちゃったのかと、だったら自分らも法人にして運用を今までしておけばよかったなというようなことも出てこないとも限りませんので、その辺はしっかりとやっぱり見ると、そして今、申出をしてもらおうと言いましたね、何かそういった営利のある事業については。そうじゃないですか、そうですね。例えば太陽光を上に乗せて、あるかどうか知りませんが、それで、余った電力を売る、いつもは自分のところで使っているという場合の、そういったことが細かいことを言えば発見できるかどうかということで、やっぱりちょっと難しくなるのかなと、そういうことも考えられますけれども、その点はどうしっかりと決算書を通じてはっきり出してもらおうということがかなり必要になるのかなと。これは、もう平等にという取扱いで、その点どうですか。

○市税課長（石田梨江子君） 委員さんおっしゃるとおり、不公平があってははいけませんので、決算書だけではなく、ここに書きました定款の写し等もそうですが、必ず出させていただき、34事業というのが収益事業に当たるということで決められているんですが、先ほどおっしゃられた売電事業等もその事業の一つに入るかと思っておりますので、そういった法人の方は収益事業開始届というものを義務化で出さなければいけないことになっておりますが、法人市民税減免については、不公平がないように判断していきたいと考えております。以上です。

○委員（大石 勇君） 結構です。

○委員（鷲山喜久君） こっちのほうで、話をこっちのほうで伺いますが、引下げ分マイ

ナス 3.7%、その分は地方交付税になりますよと、地方交付税が配分されますよというのですが、この地方交付税が必ずこの 3.7%分が入りますというようなことが回答としてできますか。

○総務部長（高柳 泉君） この件は、先ほど説明がありましたけれども、地方自治体間の税源の偏在性を是正するということの目的で国がやっています。ですので、国全体のマクロの話でいけば、地方税が減った分、交付税が増えてということになっていきますけれども、やはり偏在性を是正するという意味では、はっきり言って、うちのようなところ、財政力指数が 0.9 当たりのところについては、やはり出て行くほうが多いと思っていただいたほうがいいと思います。いま、本当に掛川市では企業誘致だとか一生懸命やっておりますけれども、やはりそれがそのまま法人市民税というところでは、なかなか全部が全部、頑張ったのが掛川市のほうに残るというところはないのかな、ただ、固定資産税ですとか、そこで働く人の雇用の分とか、そういった面では企業誘致はしっかり進めていかなければいけないというふうに思っております。

○委員（鷺山喜久君） 大本である国のほうが、今、説明された偏在性の是正ということでやるよということで、市のほうはそれに従わざるを得ない。本質的にはそんなことをやってもらわないほうがいいと思うんですけども、そういう国のほうの言うことを議会が言うことを聞くかどうかということも試されると思うんですね。したがって、本当は私は正直、企業というのはいろいろな連結決算だどうのこうのやって、上手に利益を出していくわけですので、そういった意味ではあまりうれしくはないですけども、しょうがないね。

○総務部長（高柳 泉君） すみません、昨日も一般会計の当初予算のときに御審議いただきました。そのときに財政課のほうで、新たに法人事業税交付金の説明があったと思いますが、いままで県税であった法人事業税の一部を今度は市町村のほうに分けるというようなこともあって、これも税源の偏在性を是正するという意味です。そういったところも含めて国は考えておりますので、この法人税割だけでいくと、ちょっとうちのところはマイナスかなと思いますけれども、そういった別のところでも国は一応措置をしているということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに。

○委員（鈴木正治君） 資料のほうでいきますと、3ページのほうです。資料のほうでいきますと、影響見込みということで約70万円、こういうことで減額になるということで、これが14法人掛ける均等割 5万円とありますが、この14法人それぞれ税額が違うと思うんです。同じなんですか。

○市税課長（石田梨江子君） 均等割は 5万円であります。

○委員（鈴木正治君） この分だけか、影響するのは。

○市税課長（石田梨江子君） 収益があれば、減免対象にはなりません。

○委員（鈴木正治君） 14法人あるということですが、これは財団と社団とあるんですが、比率はどのぐらいなんですか。

○市税課長（石田梨江子君） 財団法人は 2団体、あと12団体が一般社団法人であります。また、令和元年度に設立された法人も 3法人ほど、また出てきております。この14法人には入れておりませんが、もしかしたら減免の対象であれば入ってくるかと思われま

す。

以上です。

○委員（鈴木正治君） 今度、電源の会社をつくるじゃないか。あれは株式会社でやるのかな。こういう形でやるんじゃないかなと思われるんです。そういうところは対象になりますか。会社だからならないか。

○市税課長（石田梨江子君） 収益があるかどうかは、いま現在わかりませんので、対象になるか分かりません。収益事業をするということを聞いておりますので、減免の対象にはならないかなと思われま。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） その他質疑ありますか。

○委員（大石 勇君） 大変申し訳ないね、細かくて。これは去年の6月か9月に、ある議員が一般質問の中で、どこのこの学校についての中で一般質問、たしかしたと記憶にありますけれども、そのときの市長の答弁がどうだったか分かりませんが、恐らくそれはちょっとできないようなことで、私間違っていたらすみません、それに代わると言っただけなんですけれども、それなりにまたそういったところにはそれなりのことをしていきたいというようなことも、ここにありませんのではっきり分かりませんが、何かそんなニュアンスで言ったような覚えがあります。そして、これがもうこういった形になると、そういったところの税金そのものはもうもらわなくてもいいよ、払わなくてもいいよとなったときに、そういった市長が言った言葉がどうなってしまうのかということと、もう一つは、ここだけの学校関係、高等学校辺りの、こうしていないところがありますので、そういったところに対する市のサービスでもないんですけれども、そういったのも変わってきちゃいかんなどというようなことをちょっと考えられるんですけれども、細かいことを言えば、そこら辺を今までどおりにやるのか、ちょっと気になるところです。

○総務部長（高柳 泉君） 委員のおっしゃるとおり、昨年、一般質問でそういった話をいただいて、そのときには、法人市民税のほうの減免については現時点では困難、それに代わるような何か支援することがあればということを行いました。その支援というところなんですけれども、やはりそれは経済的な支援というよりも、いろいろな活動に対して市がどのような活動支援ができるかというようなことで答弁したかと思えます。

今回につきましては、一般質問をいただいた後、いろいろなところを調査して、非営利であるということ、収益を上げていないということを前提に、減免すべきだという判断をさせていただいて、今回条例改正について提出させていただいたところです。そのほか法人格を持たずに活動している団体については、今後、どういう影響があるのかというのを調査をしながら対応していきたいと思えますけれども、基本的にいまやっつけらっしゃる活動について、何か市として特別な支援をしなければいけないのかということは、今のところ考えていません。

○委員（大石 勇君） 分かりました。

○委員長（小沼秀朗君） その他質疑ございますか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 以上で質疑を終結いたします。  
討論はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第21号 掛川市税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

議案第21号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第53号 大坂・土方工業用地造成工事請負契約の締結についてを議題といたします。

管財課の説明をお願いします。

村上管財課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

○委員（鷲山喜久君） この議案書の1ページの共同企業体という形で、たしか出資比率があると思いますが、各社の出資比率を伺います。

○管財課長（村上将士君） 若杉組が50%、大浜中村組が30%、戸塚建設株式会社が20%でございます。

○委員（鷲山喜久君） すると出資比率は分かりました。それと金額ですが、17億8,200万ととても大きい金額ですが、この金額について中身についてのチェックは高いか安いかわるいはこういう各種の工事がありますので、そういったものについて適正かどうかという判断は、誰がどこでやるか。

○管財課長（村上将士君） 発注の前に設計書を組みます。設計書のチェックを当課の検査官が設計審査という形で、その設計内容の適正化の有無をチェックして審査をしております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

○委員（鈴木正治君） すみません、これちょっと予算書をよく見ていないんで分からない。これは債務負担行為でやっているんでしょうか。

○管財課長（村上将士君） 債務負担行為で施行しております。

○委員（鈴木正治君） 分かりました。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 以上で質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、採決に入ります。

議案第53号 大坂・土方工業用地造成工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

議案第53号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。続いて、議案第22号 掛川市部設置条例の一部改正についてを議題といたします。企画政策課の説明をお願いします。平松企画政策課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結いたします。討論はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、採決に入ります。議案第22号 掛川市部設置条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。議案第22号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。続いて、議案第23号 掛川市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。企画政策課の説明をお願いします。平松企画政策課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

○委員（大石 勇君） ちょっと聞き漏らしましたけれども、(9)公営企業職員がかなり大幅に増えているということで、さっきちょっと聞き漏らしましたので、その増えた理由をもう一度お願いします。

○企画政策課長（平松克純君） 公営企業職員は、令和 2年度から下水の事業のうち公共下水、農業集落排水事業、あと市町村設置型の合併浄化槽、その事業が公営企業化されるということで、市長部局の職員から公営企業職員へ配置替えという、条例上、配置替えとなることから、それだけ増えるということになっています。

○委員長（小沼秀朗君） その他質疑はございますか。

○委員（鷺山喜久君） 全体の最近の流れとして、いろいろな組織が市長部局へ移されるという傾向が見ていて分かるわけですが、1つは、市長の権限、権力が独裁につながっていかないかというようなことも感じるのが1つ。その点はいかがか。全部で3つぐらい。

○企画政策課長（平松克純君） 市長部局へ行くということで、今回、市長部局を増やすものは、文化財の保護に関することを市長部局へ移管するわけですが、この点につきましては、文化財の活用と、今までは保護が主だったのを、保護と活用をバランスよく行うということで、文化振興へそちらへ持っていくということで、特に市長の権限というよりも、もっと文化財を活用しようという目的で移管するものでございます。

○委員（鷺山喜久君） これ人数でいいますと11人が移るといような形になりますね。118から107人ですから、11人ですね。11人の中には、文化財を活用するという立場に立

ったときに、その11人の皆さんは、そういう知識に大変優れていて、ただの一般人の職員とは違うよと、これくらい優れているんだよと、しかも、この皆さんのお力を十分活用できるんだよというような11人が移るのか、そうじゃない、計算がうんと得意なので移るんだよという、趣旨がちょっと違うもんですから、その点はどうですか。

○企画政策課長（平松克純君） 移る予定の職員は、学芸員が主でございますので、文化財に関してはプロということで移るということで御理解いただきたいと思います。

○委員（鷺山喜久君） 結構です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますか。ほかに質疑はございませんか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 討論はございますか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、採決に入ります。  
議案第23号 掛川市職員定数条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。  
議案第23号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
続いて、議案第24号 掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。  
企画政策課の説明をお願いします。  
平松企画政策課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

○委員（鷺山喜久君） また、例えば91ページの改正前、改正後の中段に、教育委員会の許可、今度は市長の許可というように変わるわけですよ。今までですと、教育委員会が専門的分野で判断をされたわけですが、市長がということになりますと、市長の独断と偏見ということになっていかないと思いますが、そのために教育委員会から職員を異動していくわけですので、そここのところはこれまでも職員の皆さんがチェックをして、市長をしっかり縛っていかないとおかしくなっちゃうんじゃないかなと思います。その点だけ述べておきます。答弁は結構です。

○委員長（小沼秀朗君） そのほか質疑はございますか。

○委員（鈴木正治君） 今回の条例改定というのは、要するに教育委員会から市長部局に移しますよということで、このことによって文化財をいろいろ活用するとか、収益性を求めるとか、いろいろな目的があると思うんですが、この条例は、単に教育委員会を市長に替えただけで、そういう趣旨というのが見えないんですが、その辺はどちら辺、何かありますでしょうか。いろいろ諮問機関も、要するに今まで教育委員会がやっていた諮問機関を市長に替えるだけで、そこら辺の趣旨とか意思とかいうのは何か入っていますでしょうか。

○企画政策課長（平松克純君） そういう目的というのは、組織機構の変更の中で一応活用を図りたいという目的のもとに行いまして、それに伴ってこの条例を改正するというこ

となものですから、条例の中にそうするから条例を変えるよということとは特に入ってはおりませんが、組織機構の改編の中でそういう目的で行っております。

○委員（鈴木正治君） こっちに優先するんだね、条例。それには、そういう意思というのは表れていません。

○委員（鈴木正治君） 条例ですから、これは一般市民に当然知らしめるし、当然守らにゃいけないこと、そういう中にはそういう趣旨というのは、本来、条例の目的として入れておくべきではないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○企画政策課長（平松克純君） すみません、市の意思としてそういう保存活用というのを表す、条例としては部設置条例のほうで、こういうことをするためにこういう組織をつくるということで表わさせていただいて、その結果、それに付随してこちらの教育委員会部局から市長にという条例の改正ということで御理解いただければと思うんです。

○委員（鈴木正治君） その前の先ほどの部設置条例第2条で、このことが条例の一部改正で文化財の保護に関することと、ここに1行がある。これで、全てそのことを含むということですか。

○企画政策課長（平松克純君） そういう意味で、こちらを改正させていただいているということです。

○委員（鈴木正治君） 一般的に考えて、これだけでそういう今言ったような目的が、別に保護に関することなら、教育委員会でも何も支障がないと思うんですよ。活用についてもこの中で、だからそこを変えるには、もうちょっとこの条例にするには趣旨を、ただ単に部局を替えて今までの、ただ単に継承するだけじゃないか。それでは、今すぐでなくてもいいけれども、また今後にはそういうところをもうちょっと条例に何か活用についての付加するとか、そういうのを今後は考えるべきじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○企画政策部長（山本博史君） 先ほど来、課長が御説明させていただきましたけれども、改定の趣旨につきましては、全員協議会等で組織機構の編成等の中で、文化財の活用等の意図を御説明をさせていただいています。鈴木委員おっしゃいますように、条例の文言の中にそういったものを規定することが可能かどうかにつきましては、少し条例の作り方自体をこれからどうしていくかということもあろうかと思っておりますので、市民向けに分かりやすい条例というようなことを少し研究をしたいと思っておりますので、意図についてはなかなか条例の中に全部盛り込むというテクニカルな部分が難しい部分がございますので、そういう形で少し御理解いただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

○委員（鈴木正治君） 意味は分かるんでいいんですけども、これが例えば20年後になった場合に、今の責任者は皆いないんですよ。新しい人たちがこれを読むときに、何でこれ市長部局へ移ったんだろうと、これは教育委員会へ戻すべきじゃないかという議論が出たときに、今言った趣旨というのは消えちゃうんですよ、その全協で説明していたとしても、そこまでみんなさかのぼると、そこまで全部見られるかと、いつ、どういう協議をされたかというのは余り分からないと思うんで、そこらがあるんで、将来的にはそういうところも何らかの形でつけていかないと、みんなが替わっちゃった中で、何でこれが市長部局にあるんだよ、教育委員会がやるべきじゃないかと、いわゆる論議が出たときに、そういうのが分かるような形で将来へ残していかなくちゃいけないと思うんで、今後検討しておいてください。

○企画政策課長（平松克純君） 分かりました。

○委員長（小沼秀朗君） 今ちょっと関連質問になりますけれども、市長、第 2 条ですね、市長の執行する事務の中に、文化財を活用することという表現を 1 つ入れておけば、それは明確だと思うんですが、どのように思われますか。  
平松企画政策課長。

○企画政策課長（平松克純君） この文言につきましては、条例の文言の書き方というか、その中でこういう形で書くというような形になっていますので、それでこういう書き方にさせていただいております。

○委員長（小沼秀朗君） 文化財を活用することと入れておけば、今、鈴木委員が言ったような、目的とするわけじゃないですけども、そういうことができるんだなということが明確ですので、また検討の 1 つしていただければと思います。  
何かありますか。

○企画政策課長（平松克純君） また、その辺、条例の書き方についてもずっと研究のほうはさせていただきたいと思います。

○委員長（小沼秀朗君） すみません、ちょっと私が、解釈不足だったら申し訳ないんです。この第 2 条の (2) 文化に関することの事務をやるんですが、次号に掲げるものを除くということで、(3) に文化財の保護に関することは除くという意味ですね。

○企画政策課長（平松克純君） はい。

○委員長（小沼秀朗君） そうなりますと、文化財の保護に関してはどういったところが執行するのでしょうか。

○企画政策課長（平松克純君） ここの条例の書き方なんですが、第 2 項で文化に関することで、第 3 項で文化財の保護に関することをうたっておりますので、ダブらないように第 2 項では文化に関すること、そのうち文化財の保護に関することは除いたものを第 2 項にうたって、第 3 項に特出しで文化財の保護に関することをうたっているという条例の書き方ですので、そういうことで御理解いただければと思います。

○委員長（小沼秀朗君） それが、改正前は (2) にひっくり返って入っていたわけですが、わざわざこれを分けるところの理由を教えてください。

○企画政策課長（平松克純君） 改正前は、これ文化財の保護に関することは、市長ではなくて教育委員会部局にありましたので、単に文化に関することの中で、文化財に関することは市長の管理及び執行事務から除くということです。そういう意味合いで、こちらに改正前のほうは書いてありました。今回は、文化財の保護に関することを市長部局に持っていくので、第 3 項に文化財の保護に関することを記載しまして、第 2 項のところにそれを、文化に関することでそれを除いたものということで記載をしております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに。

○委員（藤澤恭子君） 先ほど来、文化の保存から活用へということのを伺いましたけれども、この教育委員会から市長部局に移ることによって、直接的に市民に利用料ですとか、入館料ですとか、利用者には何かもう明確に何か上がるぞというところがあるのか確認させていただきます。

○企画政策課長（平松克純君） 今の時点で明確にこうだと変えていくというところはございません。

○委員（鷲山喜久君） 教育委員会という本庁と、本庁の市役所の本庁のほうとは違う教育委員会の独立性というのがあると思うんです。その独立性の今言っている議案のところ、文化財等のところ、私は、人も11人移すからいいではないかというふうにうんと聞こえる。市長のほうへ移ってもいいんじゃないかというように聞こえるわけですが、教育委員会は、教育長が責任者ですね。当然御存じのように、市長と教育長では全然もう立場が違うわけで、そうした教育委員会の独立性というか、独自性とか、ただ人を移せばいいということではないと思います。したがって、やっぱりそこら辺がしっかり担保、移すという、教育委員会から市長部局へ移すことによって、そこら辺の担保がちゃんとなっているのかどうなのか、これ全国的にそういう傾向にあるのか、あるいは掛川だけなのか、このところいろいろ議案が出てきても、教育委員会から市長部局へ動かすと、移動するというのが多いものですから、気になって気になってしょうがないですね、この点。

○企画政策課長（平松克純君） ただ単に、人も動かすからということだけではなくて、文化振興課へ今度移管、移すわけなんです。文化振興課で文化の市内の文化のいろいろな施策を行っています。それと併せて、より一層文化財ということを広めていくということも加味しまして、そこで一緒にやったほうがいいじゃないかと、文化的なことをということで、そういう組織改編を行ったということです。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますか。

すみません、第2条の(1)をちょっと見ていただきたいんですけども、スポーツに関することとして、市長の権限、管理及び執行する事務で、スポーツに関することを市長がやりますよ、括弧して、学校における体育に関するものを除く、これは教育長のほうがやるから除いています。先ほどの(2)にいけますけれども、文化に関することとして、括弧して、以前のように次号に掲げるものが教育長だった場合、こういう特出しの除くという文言を入れるべきだと思いますが、(3)のように、また教育長じゃなくてそれが市長になりましたので、私は、この第2条の(2)文化に関すること。(3)文化財の保護に関すること。これが正しいのではないかと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

○企画政策課長（平松克純君） この書き方ですが、一応これの基となる法律、国のほうの法律がありまして、その書き方に合わせてこういう書き方をさせていただいているということです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがありまして、その23条で文化財の保護に関することを市長部局へ移管できるということであってありますので、その書き方に合わせた形で、こういう条例の制定の仕方をしてあります。

○委員長（小沼秀朗君） また、よろしければ確認をしていただければと。  
ほかに。

○委員（鈴木正治君） すみません、解釈のでもう一回、今の80ページの改正後のほうで、文化に関することとして、（次号に掲げるものを除く。）ということですが、これ市長部局で文化財の保護に関することをやるんですが、これは除くということになるんですか。次号というと、これになるように思うんですが、次号はどれですか、そうしたら。

○企画政策課長（平松克純君） (2)で文化に関することを市長が管理及び執行する事務ということであってありますが、その文化に関することの中で、文化財の保護に関することは、この(2)では除いてあります、2号では、第3号で新たにその除いたものを再度文化財の保護に関することということで、うたっております。

○委員（鈴木正治君） その次号に掲げるものを、括弧内の次号に掲げるものを除く、この次号というのはどれを指しているんですか。

○企画政策課長（平松克純君） 3号の文化財の保護に関することを指しております。

○委員（鈴木正治君） そうすると、文化財の保護に関することは市長部局ではないよということか。

○企画政策課長（平松克純君） 2号では、2号には文化財の保護に関することは入ってなくて、第3号に改めて文化財の保護に関することを入れているということですので。

○委員（鈴木正治君） だけれども、だから、そこで、ただ、ここで非常に解釈が曖昧になるのは、2号で、(2)で次号に掲げるものを除くとあるんですよ。次に書いてあるのは除くと思うわけだ、一般的な解釈はそうじゃないかな。あるもので、ちょっと勘違いしちゃうけどね。この右側の改正後だけを見ると、そういうふうに読めないかなと思うんです、一般的には。次号というのはどれか、表示してあるならいいけれども、これは除くというのがあるんだけど、次号というと、一般的に次の号を除くと、そうすると、これを除いちゃうことになるように解釈されますが、その解釈について伺います。

○企画政策課長（平松克純君） 1号、2号、3号とそれぞれ独立した条項になっていて、2号では、文化に関するもののうち、文化財の保護に関するものを除いております。除いていますが、3号で改めて文化財保護に関するものは、市長が管理及び執行をする事務としてやるよということで、改めて規定をしておりますので。

○企画政策課長（平松克純君） ちょっと法律のこの書き方というか、なかなかちょっと分かりにくくて申し訳ありません。一応そういう書き方ということで御理解いただきたいと思います。

○委員（鷲山喜久君） しつこくて悪いですけども、例えば今までは教育委員会だったんですから、いいよと言ったのが、市長部局に移ったためにだめだよというようなことというのは、あっちゃいかんわけですよ。あっちゃ、いかん。だけれども、とんでもない市長、とんでもない市長というのは、ここで言う最右翼のですね、とんでもない市長というんですが、そんなのって、今まで掛川市の教育委員会は、じゃ、そこを展示してもいいですよ、こういう材料は展示してもいいですよと、新しい市長になったら、そんなものは歴史的にもなかったことだと、展示なんかとんでもないというようなことが、歴史の事実としてあったものを否定するような市長になっちゃった場合に、そういうことは当然考えられるわけですよ。私は、そこのところをうんと先ほど権限の集中とか何とかということと言っているわけですが、そうならない保証のようなもの、保証がありますかという質問です。

○企画政策課長（平松克純君） なかなか難しい御質問ですが、一応我々としては、この条例もありますし、法律的なものもありますので、それで担保されて継続的に同様の解釈で文化財保護が行われるということで考えております。

○委員（鷲山喜久君） いずれにしましても、職員の皆さんが一生懸命お仕事されていると、法律に従ってされているということはよく分かりますが、今の世の中の空気もよく、政治家はもちろん、よくその空気を読まんといかんわけですが、職員の皆さんもそういった目をしっかり、だめだよということじゃない、現に養っていただいているわけです。さらに養っていただいて、そこの判断力、これはしっかり身につけていただきたいなど、そ

の判断力が狂っていると家代の土地みたいに変なことになっちゃうわけです。そこはしっかりやっていただきたい。このことを申し上げて終わり。御答弁いいです、苦しい答弁になりますから。

○委員（大石 勇君） 何となく分かる、何回もずっと読めば分かる、言っていることが。あと 1時間ぐらい読んでみます。本当、だんだん分かってきた、ずっと読んでみると、意味がね。次の号に掲げるものを除くというのは、下のやつは除くじゃなくて、何となく分かる。

○委員長（小沼秀朗君） そのほか質疑はございますか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） では、以上で質疑を終結いたします。  
討論はございますか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、採決に入ります。  
議案第24号 掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。  
〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。  
議案第24号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
55分まで休憩を取ります。

午前10時47分 休憩

午前10時54分 開議

○委員長（小沼秀朗君） それでは、休憩前に引き続き審査に入ります。  
議案第25号 掛川市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。  
市民課の説明をお願いします。  
高柳市民課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。  
質疑はございませんか。  
改正後の意思能力を有しない者という方ですけれども、法的にどういった方を指すのか教えてください。

○市民課長（高柳由美君） 意思能力を有しない者というものが、法的に定めているものではありません。本人にその意思があるかどうかというのを客観的に判断するというところで、意思能力があるかないかを判断します。

○委員長（小沼秀朗君） 質疑はございますか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 質疑が終わりましたので、討論はございますか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、採決に入ります。  
議案第25号 掛川市印鑑条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

議案第25号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。続いて、議案第26号 掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

市民課の説明をお願いします。  
高柳市民課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。  
質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結いたします。  
討論はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） 以上で討論を終わります。  
それでは、採決に入ります。

議案26号 掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

議案第26号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。続いて、陳情第1号 戸籍法改正法平成20年発布の未実施の行政府に関する陳情についてを議題といたします。

これまで市民課への聞き取りや戸塚氏からの詰問書に対する回答を検証した結果、本人等からの戸籍謄本等の交付請求には、必要とする戸籍等の交付や手数料徴収防止のために、市民サービスの向上として、申請理由の記入をお願いしてきたことが確認されました。しかし、前回の総務委員会において、委員より、無料の扱いについての表記が分かりにくいのではないかと指摘に対し、市民課より、市民に分かりやすい表記を検討したいとの回答がありましたので、その後の改善事項等があれば報告をしていただきたいと思います。

高柳市民課長、何かございますでしょうか。

○市民課長（高柳由美君） 市民課の業務改善の状況について御報告させていただきます。まず、戸籍等交付請求の際は、より分かりやすい表示への改善についてです。

お手元の資料を御覧ください。

市民課証明窓口の説明資料の改善についてというA4のものです。上段左側、従前が昨年までのもので、年金や相続の方に受付での申出をお願いしていたものです。その右、改善が今年1月に変更したもので、請求者が本人等であれば、使い道の理由は記載ないことを加えたものです。そして、その下、さらに改善としているものが、前回の委員会で御指摘いただいたように、申出が必要な理由として、手数料が無料になることがあること、また、その対象となる主な年金の一覧表を加えたものです。委員会後の2月20日、用紙を大きくし、差し替えの掲示をいたしました。また、ホームページにも同様の記載を加えました。

次に、窓口業務における窓口業務受託業者を含む職員の事務取扱に係る周知に関する対応について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元の資料1、とじてあるものをお願いします。

窓口業務委託仕様変更連絡票とありますが、これは関係法令や事務取扱要領の改正等に伴い、窓口業務の手順や処理に変更が生じた場合や解釈に疑義が生じた場合などにおける事務取扱の統一周知を図るために使用しているものです。

1枚目は、一昨年8月に使用したもので、変更があった内容について記載し、裏面には

法例等の根拠を添付し、正規職員及び非常勤職員全員に回覧し周知したほか、2枚目、最下段にあるように、受託契約者責任者にも確認の押印をしていただき、従業員に周知を図るように依頼しております。

次に、資料2をお願いします。

昨年5月の法務局通知について課内に回覧したほか、本通知を支所及び受託業者にも送付し、周知徹底したものです。

このように、業務に関わる情報は全て市民課、受託業者及び支所でも必ず共有をしており、紙面でも残しております。

続いて、資料3をお願いします。

受託業者とは毎月1回定例会議を行っております。市からは、課長及び主幹、係長、担当者が出席し、受託業者からは本部管理統括責任者及び現場責任者が同席し、この次第のような内容で情報提供や課題共有など、市職員と受託業者とが同じ理解で窓口業務を行っていただけるように努めています。

項目2の掛川市からの報告要望事項については、この定期会議開催前1か月間に交わした窓口業務委託仕様変更連絡票をこの会で再度確認し、周知徹底を図っております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対する質疑はございますでしょうか。

○副委員長（松浦昌巳君） 資料1のところの質問をさせていただきます。

エイジェックさんとのやり取りの方法はよく分かりましたけれども、今言う、課長からエイジェック担当とのやり取りが分かったんですけれども、エイジェックさんがその後、職員の方への伝達というのをもう少し詳しく教えてください。どういうふうに、どのぐらいのスピード感があって伝わっているのかというのが分かれば教えてください。

○市民課長（高柳由美君） エイジェックの現場責任者にこの用紙を、連絡票を渡しております。速やかに従業員に周知するようにはお願いをしています。その周知をしている用紙であるとか、チェックについてまでは私たちは見ておりませんが、話をいただいたことについては、確認をしています。

○副委員長（松浦昌巳君） ちょっと仕組みを確認したいんですけども、例えば市民課長がエイジェックの職員の方も含めて、全員の前でこういうことがあったよ、こういうことを注意してくださいねというような、そういう責任者である課長が全員に対して発言するということはないですか。

○市民課長（高柳由美君） 正規職員の前では、当然私とその説明をします。毎日朝礼があるものですから、その場にエイジェックの本部管理統括責任者か現場責任者が必ず出席していただいておりますので、そこで情報提供であるとか、指導、指示事項等は、話をしています。

○委員長（小沼秀朗君） その他質疑はございますか。

○委員（藤澤恭子君） すみません、一番最初のこの改善されたという部分を確認をさせていただきます。

以前の総務委員会で、もう少し分かりやすい表記にならないかということで、また改善されたものをさらに改善してくださったということで、ホームページにもこれを記載したということですが、同じ2月20日にホームページのほうも変更したということで、同じ変更日だったですか。

○市民課長（高柳由美君） 同じタイミングでホームページにもこの表、一覧表を載せて

あります。

○委員（藤澤恭子君） 分かりました。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

○委員（藤澤恭子君） すみません、資料 1、2、3と頂きましたけれども、両支所連絡済みと記してあるものと、そうでない、何も印がないものがあるんですが、これはこちらからの依頼する側からによって、この判こがあるのかないのか、全部連絡は全て行っているのかということをご確認させてください。

○市民課長（高柳由美君） 市民課窓口業務に係る通知については、全て支所、委託業者、市民課内で連絡をしております。資料 1には、支所連絡済みという判こがなかったんですが、必ず見ております。

○委員長（小沼秀朗君） その他質疑はございますか。

○委員（鷲山喜久君） この件ですが、要するにいろいろ改善をされて、この陳情された方のようなことが時々あるのかないのか、えらいトラブルっちゃったとか、窓口でトラブルっちゃったとか、そういうことが私はないと思いますけれども、改善をされているのでないし、それからうんと法律に明るくて、いろいろお考えされる方が陳情のような御意見もあるかもしれませんけれども、ごくごく一般的には、私はそんなにあそこの窓口でえらくトラブルちゃって、正規の職員が前のほうへ出てきて御説明をしているとかというのは、余り見かけないものですから、やるべきことは職員の皆さんがおやりになっているなというようには認識をしております。

したがって、改善すべきは、この説明改善についての改善すべきはされているというように認識をしております。

以上です。質問という質問じゃありませんけれども。

○委員長（小沼秀朗君） その他質疑はございますか。

○副委員長（松浦昌巳君） 詰問書の中で、違法行為という言葉が入っています。回答のほうにも、違法ではないよという説明が入っているんですが、もう一度、すみません、違法行為と思われる部分と、違法行為ではないという部分を説明していただきたいです。

○市民課長（高柳由美君） 戸塚さんがおっしゃっています違法行為というものは、平成 20年に改正された戸籍法に基づいておっしゃってはいますが、その中で、本人等の戸籍請求等については、理由は必須ではないというふうになりました。それについて戸塚さんは、理由を聞くこと自体がプライバシーの侵害であるとか、個人情報について抵触しているんじゃないかということで、それを違法行為と捉えられているようです。

その理由を書くことがこの用紙、請求用紙に理由を書いてくださいという記載があること自体が違法ではないかと、書かせているというふうな認識でいられたと思います。

法務局等にも確認をしましたが、聞く必要がないということはもちろんですが、そこに記載欄があること自体が、法律違反ではないということです。私たちも、ここに理由を書いてくださいという欄を残したことについて、法律違反という認識はありません。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） よろしいですか。

その他質疑はございますか。

○委員（大石 勇君） この中で業種とか関係部署への報告ということは、どのように徹底をしていくのかということをもう一度説明をしていただきたい。

○市民課長（高柳由美君） 日常の窓口業務の中でトラブルがあったりとか、御指摘を頂いた場合は、第一で私が直接出ることはありませんが、担当した職員から係長、その上司である課長等に報告があります。また、窓口受託業者でもそういったことがあった場合は、報告書を書いていただいたり、報告が来るようになっていきますので、私のところにも連絡が来ております。

○委員（大石 勇君） 分かりました。

○委員長（小沼秀朗君） 今の点で、課長まで上がる場所は分かったんですけども、課長より上にとこのところの伝達というのはどのようになっていますか。

○市民課長（高柳由美君） もちろんこの件も含めてですが、報告すべきものについては、部長に報告をしております。

○委員（大石 勇君） それと、このさっき言った関係部署ね、関係部署というのは、どこか横のつながりのある部署なのか、その中の市民課のそこだけなのか、それはどうですか。関係部署、だからほかに関係している部署があるんですか、そういったことを報告をするということに関して。

○市民課長（高柳由美君） 特に業務に関係する部署があれば報告はします。例えば市民課の手続で何か問題があったときに、その後に例えば国保関係の手続がある場合は、こういったお客様だとか、こういう経過があるということはその後、部署に情報提供をしております。また、戸塚さんの場合では、今回は行政課にも詰問書を出してありますので、行政課と連絡を取って情報の共有もしております。

○委員（大石 勇君） 分かりました。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに。

○委員（鷺山喜久君） ないと思いますけれども、今、民間、市民課のほうに民間さんが入ってやっていると、今までは市の正規の職員がやられていたということで、そのことによって、民間さんがやられていることによって、今回のような事態が発生したのかどうか、そのところが一番、ただし、チェックポイントとしては、最終、証明書を発行する場合には、正規の職員の方が裏表ちゃんと見て、書類として証明書として整っているかどうかをチェックをされて御本人にお渡しするという手順ですので、その防波堤はしっかりできていますから問題はないと思いますが、ただ、最初の入り口の段階で民間会社の方だったものだから、発生しちゃったということはないと思いますが、その点だけお伺いをします。

○市民課長（高柳由美君） 私どもとしては、民間会社だから起こったというふうには考えてはおりません。  
以上です。

○委員長（小沼秀朗君） その他質疑はございますか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。  
意見のある方はお願いします。

○副委員長（松浦昌巳君） まず、戸塚さんが出してきた陳情書、詰問書の中をちょっと整理しますと、先ほど一番最初の説明、質問して聞いた違法行為についてですけれども、これについては先ほど課長からも説明があったとおり、違法行為ではないというところもありますし、そこについては私たちも理解しているのかなと思っていますので、1つずつ整理しながら言っていた方がいいかと思います。違法行為についてはないという方向で認識しているのかなと思います。

○委員長（小沼秀朗君） ただいま松浦委員の意見に対して意見のある方はお願いします。

○委員（鈴木正治君） 私も、松浦委員の言うように、これでもって違法行為とするほどの内容ではないんじゃないかなというふうに解釈しております。本当に違法かどうかというのは、やはり司法の場で判断しないと厳密には分からないところ、我々もそこまで本当に知識がないのですけれども、我々の感覚からすれば、違法とまでは言えないんじゃないかなと私は思います。

○委員長（小沼秀朗君） 今の鈴木委員の意見に対する意見はございますか。

○委員（鷺山喜久君） 対する意見ということよりは、今の市役所のこの関連、戸籍の関係ですと、この地域ですと地方法務局があるわけです。その法務局が、戸籍所管課長宛てに令和元年5月15日付で事務連絡という形で出ているわけですが、その上に気密性にとか、安全性にとか、対応性にとか、これは別にしましてありますが、ここの法務局のほうからも速やかに訂正をしていただくようお願いしますと、もうここにちゃんと出ていて、それに従って動いている、市のほうが動いておりますので、特段とんでもない間違いをしちゃっている、違法なことを書いていますが、やっているということにはならないと思いますので、そうした違法性がなく、実際仕事をされているというように思います。

それから、いろいろなこの関係ですと、法務局のものになるわけですが、1年間には相当事務連絡だ、通達だ、何だかんだ、相当出てくると思いますね。それを運用の点で理解するというのは、なかなか大変なことで、しかも1人だけ分からない方がいてもだめですね。100人いれば100人が全部分からないといかん。その中の1人だけ分からないということは通用しない世界ですので、そこら辺で常に研究というか、その運用をどうしたらいいかというようなことは勉強をされて熟達していくということで、ただ、正規の職員の方ですと人事異動がありますので、なかなか大変ですけれども、人事異動において部下は上司を選べませんので、そういった点で独自に自己研さんをされて勉強していただくということじゃないかなと、その上に、課長職は大変ですけれども、全体に目を配っていただいて、こういうことがないようにやっていくということを御努力されたいかがか、こんなふうに思います。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの鷺山委員からの意見に対して意見のある方、またほかの内容でも結構ですから、意見がありましたらお願いします。

○副委員長（松浦昌巳君） 今回のこの件がありまして、何度か市民課の窓口にも伺って、今朝もちょうど窓口で委員長もちょうど一緒になったものですから、窓口ではなくて、その前に御案内をしてくれる方とお話をさせていただきました。とても丁寧に対応していただいたりとか、これまで困ったことはありますかとか、問題はありますかとか伺ったところ、最近は特別なくスムーズに業務が進んでいますよというお話を伺いました。やはり市民の方が最初に来て関わるところなものですから、そういうところでもかなりいい対応だった

など実感しています。ですので、いろいろな事務的な問題点はないと思いますし、対応それから改善ですか、改善もかなりしていただいているというところでは、市民課のほうの対応はすばらしいのではないかなと思います。

何かけちをつけるとしたら、あえて、対応が最初の何か苦情があつてからの対応とかというものが、もしかすると少し遅れていたのかなというようなことは少し感じますので、その辺をこれからも総務委員会で、時々市民課に行つて何か様子を見るのもいいのかなと、そんな感じに思いました。

以上です。

○委員（大石 勇君） 私も、これを見まして読みまして、市民課の窓口に行きましたけれども、やはり悪い、悪いというか、ちょっと目の悪い人は、文字が小さくて表記の用紙もかなり小さいものですから、気にしてずっとこうして見ていかないと、なかなか目につかないというのは、どうかなということは感じました。

それにしても、書くべきものはしっかり読めば書いてありますけれども、やはりその点はちょっともう少し大きな表示をして、分かりやすく書くというのはちょっとおかしいですけれども、分かりやすい表示をしたほうがいいかなと、そういったことも見受けられましたので、やはりサービスの向上ということで努めているというような感じを受けましたので、違法行為というのはどうかなと思いました。戸塚さんが言う違法行為というものもなかなか解釈できないところもありますけれども、そういったもう少し気配りをしてもらいたいというような面では、ちょっと反省もしてもらいたいのかなと、そんな感じがしています。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの大石委員の意見に対する意見、松浦委員に対する意見等ございましたら。

○委員（藤澤恭子君） 私も、ほかの委員と同様でして、違法行為というところには、今回はならないのかなと思っております。全て市民サービスの向上という意味で、その記入をしてくださいということをお願いしてきたということですが、やはり様々なこと、多角的に考えますと、いろいろな配慮も必要だったのかなということも教えていただいたかと思えます。今回も、従来からずっと改善して、さらにまた改善して、ホームページにも記載してということで、非常に大きく分かりやすい表示にされたということは、またより一層市民への市民サービスの向上にもつながる基礎となりますので、こういった形でどんどん御指摘いただいたことをきちんと対応を早急にしていただいているというところは評価したいと思っております。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの藤澤委員からの意見に対して意見のある方、また別のことで結構です。

○副委員長（松浦昌巳君） 今回、今日は触れていなかったんですけども、処分であるとか、注意のところなんですけれども、回答の中では、課長から職員に対しての注意、それから部長からも注意をしているというところで、口頭注意のほうを行っていただいているんですけども、今回、違法行為云々というところはないと私たちも判断しますし、注意、処分についてはこの程度で十分かなというところは思いました。これ以上の処分等は求める必要がないというふうに判断しました。

○委員（鷺山喜久君） 今、松浦委員がおっしゃったのを、こういった処分のことについては、職員の処分についてはたしか条例か何かで決まっているわけですので、その範囲で、それ以上のこともできないし、それ以下のこともできないもんですから、その条例に従つて処分すればいいというように私は感じます。議員が私的感情ではなかなかできないですから、というふうに思います。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに鷺山委員、松浦委員の意見に対して何か、また別のことで結構ですが、ありますでしょうか。

○委員（藤澤恭子君） 窓口の職員に口頭注意をとということですけれども、まず何より今後の再発防止と法令遵守、こちらを徹底しているという今現状もきちんと窓口対応をしてくださっているということで、十分にこの口頭注意が窓口職員みんなに行き渡っていて、十分な配慮がもうされていると思いますので、今の現状でよろしいかと思っています。

○委員（鈴木正治君） 大体的には皆さんと同じですが、やはり市民課の皆さんも、やはりこういうことがありまして、次にこれを分かるように作ったわけですね、この資料のようにね。これを作られたということは、やはり申請に来る方が、何が必要と言われて来ても、それが無料になるということは知らずに来ている人が非常に多いと思うんですよ。だから、こういう案内を出すということは、ある面では親切なもので、そういうところで改善もされていますし、改善がされていないなら別ですが、改善もちゃんとされているし、これ市民の利益につながることをちゃんとやっているんで、今回は何もせずがいいんじゃないですかという感じがいたします。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますか。

今、鈴木委員から無料になる場合があるのではという発言もありましたけれども、無料になる場合がありますのでということまでも、今回追加で一覧表を御参照くださいというようなどころがあります。今回の陳情を出した方じゃない方でも、いや、無料になるということを知らなかったよということの問合せが増える可能性もありますし、そういったことは市民サービスの向上として、これからはお示ししていく課題というのはあるかなというのが1点と、それから、委託先のエイジェックさん、来年も予算もついていろいろ業務も非常に多忙な業務になってくるものですから、そういった中でこういう市民サービスが低下しないように、また次の陳情等が来ないように、そういったところが市民課の方からやっぱり今回のことを市民から提起していただいた掛川がよくなるための改善という、改善案につながった、改善につながったということで、こういう意見を貴重な意見として掛川市はもっとよくなっていけばなど、そのように思います。

皆さんから意見等はほかにはありますか。

○委員（鷺山喜久君） この戸塚さんから議長宛てに陳情ということで出ておりますが、その中で議員宛てにもここに書いてありますが、権利を厳守するよう行動をお願いしますということで、戦後いろいろな御意見があって、このプライバシーの侵害だとか、あるいは基本的人権だとか、憲法を見ていまして権利という箇所がたしか二十数か所出てくると思います。ただ、それが議員が熟達しているかということ、そうじゃございませんので、こういう御意見を機会に、議員は議員として今一般的にはいろいろな議員がいるものですから、テレビをにぎわせたり、新聞をにぎわせたりしておりますけれども、そうじゃなくて、掛川の議員はそうした、そうしたというのは、権利だとか義務だとか、プライバシーの侵害だとか、こういうものをしっかり世の中の空気をしっかり見て、目を養っていく、その中で自分自身の判断力、これを高めていく、こういうことをしていく必要があろうかなと、今日特にいろいろな多様な御意見があると、その多様な意見を認めなくちゃならないと、一旦はね。一旦は認めなくちゃいけない。しかし、待てよという、そのおかしくないということも議員としてやっていかないといかんじゃないかと、こんなふうに思いますので、これをいい機会に、さらに勉強して熟達してやっていくということに換えていくということじゃないかなと私は思います。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） その他質疑はございますか。

○委員（大石 勇君） こういったことを戸塚さんのほうから指摘をされたということは、職員の管理監督が不十分であったというようなことにもつながって、やはりしょっちゅうとは言いませんけれども、時々はこういったことがしっかりされているかなということを見直す、いい機会というのは言い方が悪いんですけども、こういったことを陳情ということで上げてくれたから見直すことができたので、私はそれでいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） その他質疑はございますか。  
〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終わります。質疑ではありません。  
以上で委員間の討議を終了いたします。  
討論はありますでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） では、以上で討論を終わります。  
それでは、採決に入ります。

陳情第 1号 戸籍法改正法平成20年発布の未実施の行政府に関する陳情について、この陳情について採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者なし〕

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。  
陳情第 1号につきましては、全会一致にて不採択することに決定しました。  
以上で総務委員会に付託されました議案の全ての審査を終了いたします。  
次に、閉会中の継続調査申出事項についてを議題といたします。  
お手元に資料を配付してございますので、御覧いただきたいと思えます。  
資料のとおり、5項目の内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、総務委員会の継続調査申出事項については、資料のとおり 5項目といたします。

次に、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、当局の皆様から何かございますか。  
〔「ありません」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、閉会に当たり松浦副委員長より挨拶をお願いいたします。

○副委員長（松浦昌巳君） それでは、お疲れさまでした。

昨日、今日と十分な審議ができたと思えます。昨日も少し審議した、議論があったんですけども、今、コロナウイルスの関係で今後どうなるかということがとても不安です。全会一致で総務委員会は可決ということになりましたけれども、今後の動向は必ず影響にあると思っておりますので、早い段階での補正予算等の審議も出てくるのかなと思っておりますので、また、それも注視しながら、委員会で検討していきたいと思えます。

最後の陳情について、大石委員のほうからも最後締めていただきましたけれども、この陳情をいい機会と捉えて市民サービスに努めていただき、また議員のほうも今後またそういったところも注意をしていくというところをお願いしたいと思います。

2日間、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時43分 散会